

食料自給率をめぐる現状と課題

東海農政局

MAFF

Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries

農林水産省

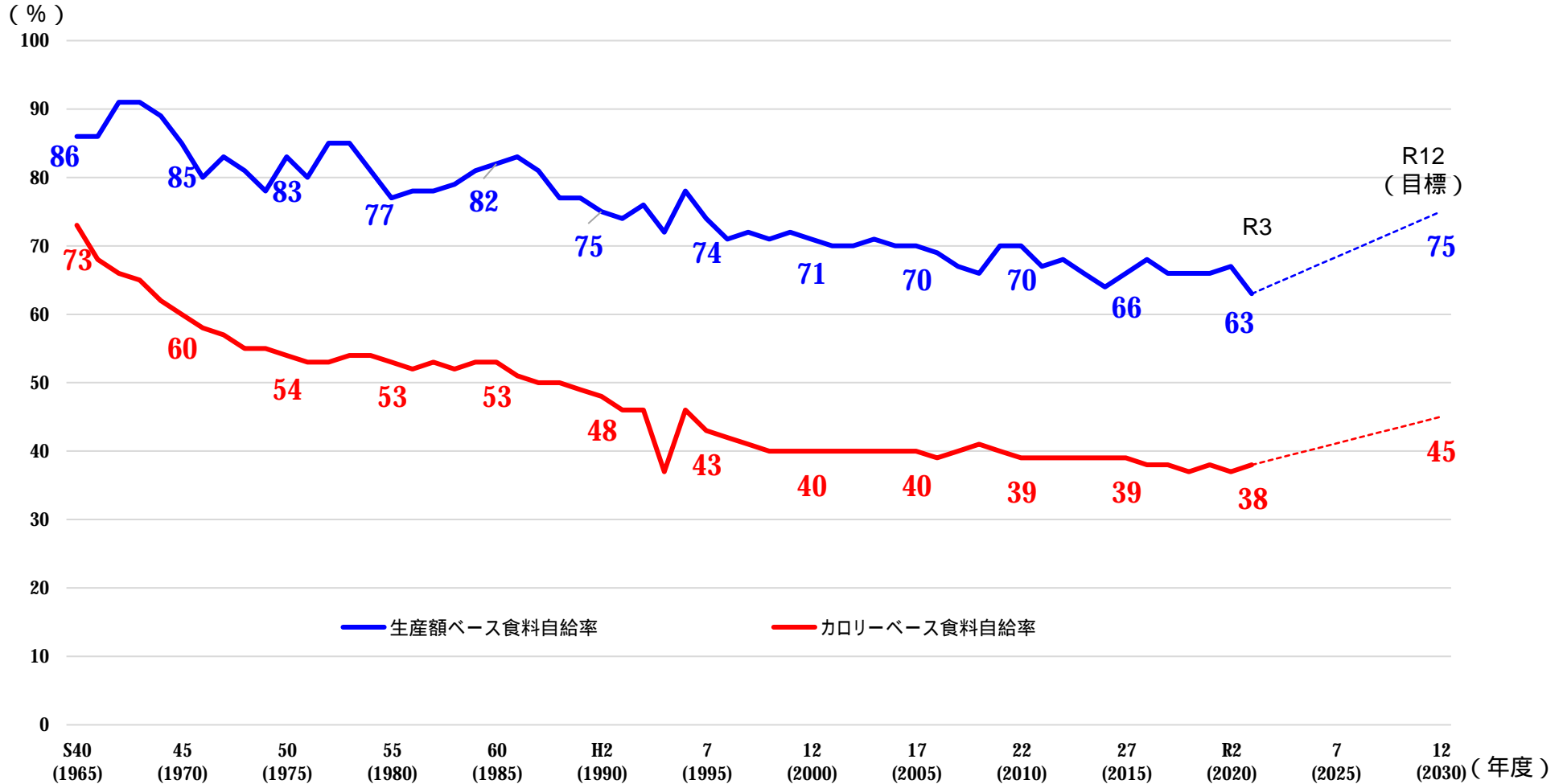
目次

- 1 食料自給率の現状
- 2 農林水産業を取り巻く状況
- 3 今後の農林水産施策の動き
- 4 食料・農業・農村基本法の見直し検討について

1 . 食料自給率の現状

食料自給率の長期的推移

食料自給率は、米の消費が減少する一方で、畜産物や油脂類の消費が増大する等の食生活の変化により、長期的には低下傾向が続いてきたが、2000年代に入ってから概ね横ばい傾向で推移。



資料：農林水産省「食料需給表」を基に作成

【自給率の基本的考え方】

- 食料自給率とは、国内の食料全体の供給に対する食料の国内生産の割合を示す指標です。分子を国内生産、分母を国内消費仕向として計算されます。
- 単純に重量で計算することができる品目別自給率と、食料全体について共通の「ものさし」で単位を揃えることにより計算する総合食料自給率の2種類があります。このうち、総合食料自給率は、熱量で換算するカロリーベースと金額で換算する生産額ベースがあります。

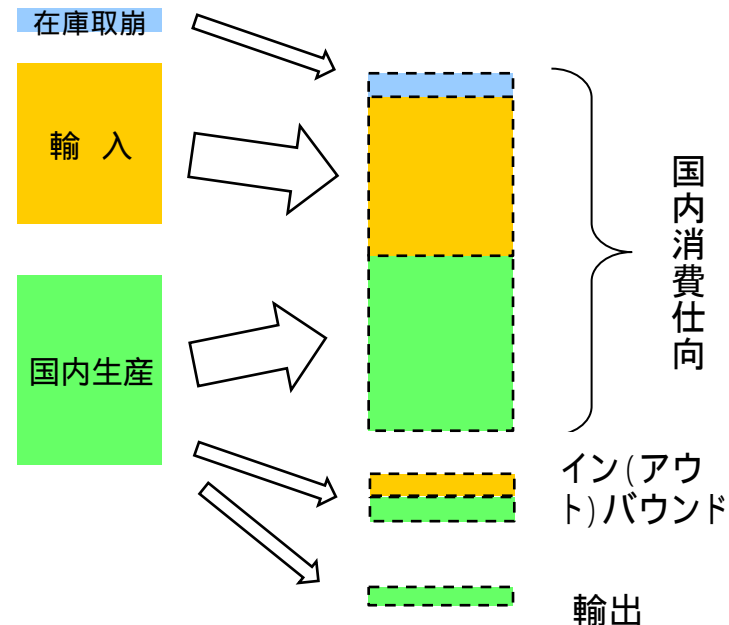
【食料自給率の計算式】

国内の食料全体の供給に対する国内生産の割合
食料自給率

$$\begin{aligned} \text{食料自給率} &= \frac{\text{国内生産}}{\text{国内消費仕向}} \\ &= \frac{\text{国内生産}}{\text{国内生産} + \text{輸入} - \text{輸出} \pm \text{在庫増減} \pm \text{イン(アウト)バウンド}} \end{aligned}$$

平成30年度確定値より、イン(アウト)バウンドによる食料消費増加分を補正

【国内消費仕向(分母)の考え方】



- 食料自給率については、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）第15条第2項に基づき、食料・農業・農村基本計画において、その目標を定めることとされています。
- また、同法第15条第3項では、目標を定めるに当たっては、「その向上を図ることを旨とし、国内の農業生産及び食料消費に関する指針として、農業者その他の関係者が取り組むべき課題を明らかに」することとされています。
- 令和2年3月に策定された基本計画においては、令和12年度の食料自給率の目標がカロリーベースで45%、生産額ベースで75%と設定されています。
- 併せて、令和12年度の飼料自給率の目標が34%、食料国産率の目標がカロリーベースで53%、生産額ベースで79%と設定されています。

	平成30年度(基準年度)		令和12年度(目標年度)
供給熱量ベースの 総合食料自給率	37%	→	45%
生産額ベースの 総合食料自給率	66%		75%
飼料自給率	25%		34%
供給熱量ベースの 食料国産率	46%		53%
生産額ベースの 食料国産率	69%		79%

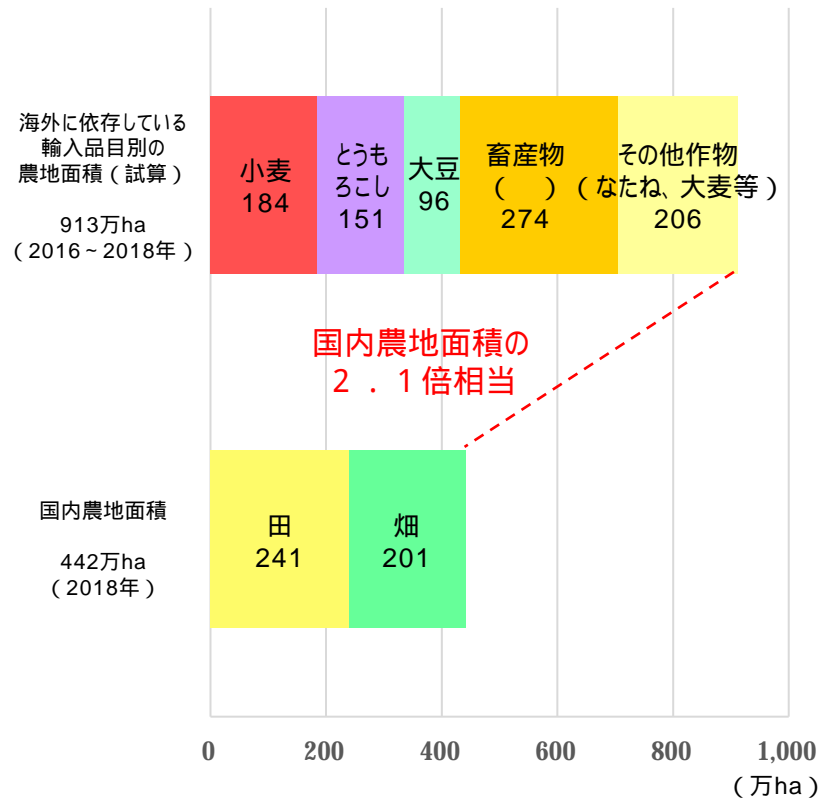
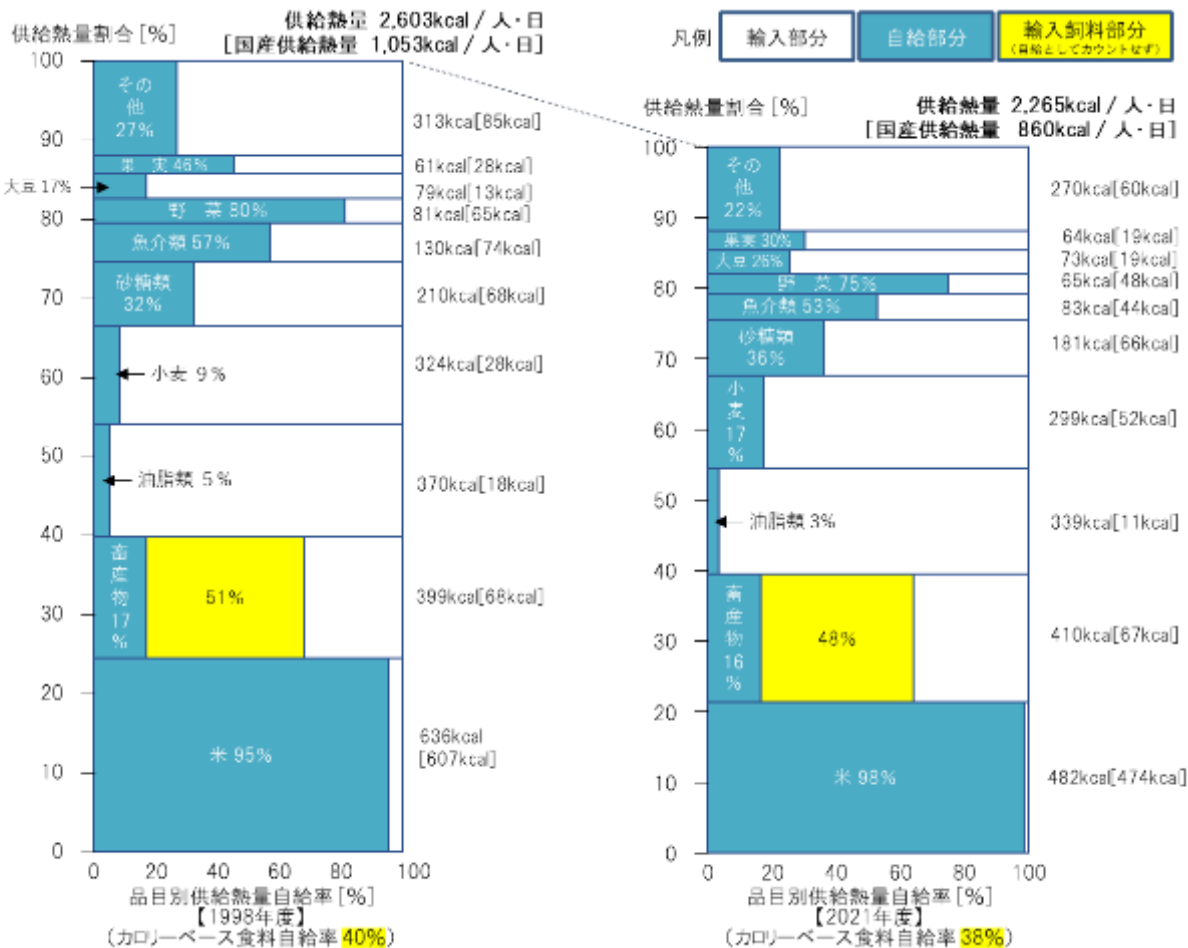
食料の輸入依存

小麦、大豆、飼料、油脂類等の自給率は低く、大部分を輸入に依存。

穀物、油糧種子について、その輸入量を生産するために必要な海外の農地面積は日本の農地面積の2.1倍に相当し、すべてを国産で賄うことは不可能。輸入している農産物の国産化を推進する一方、国産化が難しい品目については、安定的な輸入を行っていくことが重要。

食料消費構造と食料自給率の変化

日本の農産物輸入量の農地面積換算（試算）



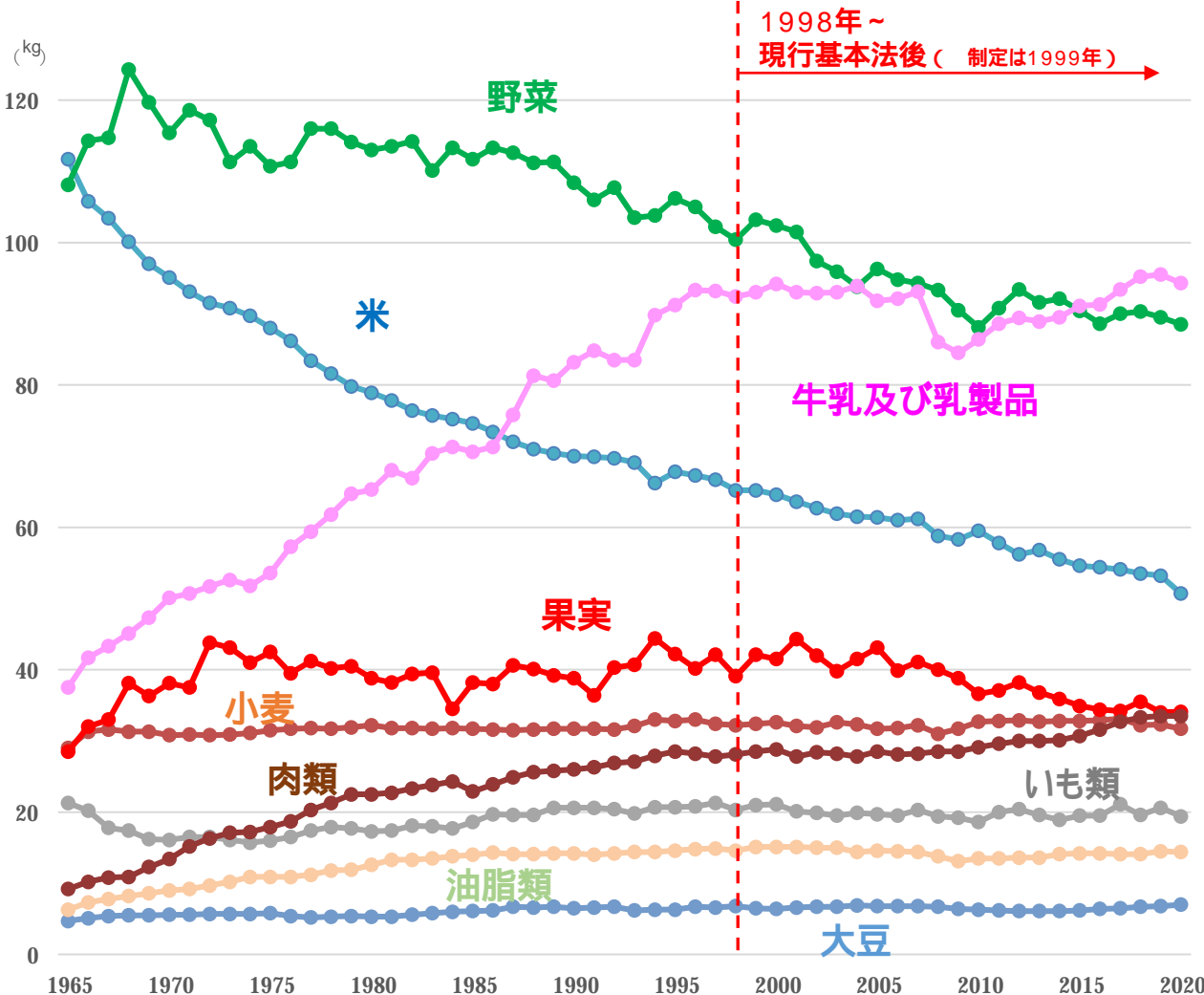
資料：農林水産省「食料需給表」、「耕地及び作付面積統計」等を基に農林水産省で試算。
() 輸入している畜産物の生産に必要な牧草・とうもろこし等の量を当該輸入相手国の単収を用いて面積に換算したもの。大豆油の搾りかすや小麦ふすま等も飼料として活用。
注：1年1作を前提。

資料：農林水産省「食料需給表」

過去20年間の需要量の推移（品目別の1人当たり食料消費量）

主要な農畜産物の国民一人当たりの消費量は、1960年代以降大きく変化したが、基本法制定後20年間では傾向としては大きくは変わっていない。この20年間で特に米は一貫して減少している一方、肉類は増加。その他の品目は中長期的に横ばい又は微増・微減傾向で推移している。

国民1人・1年当たりの食料消費量の推移



約20年間の傾向（1998 2020）

増加（+10%以上）

□ 肉類 28.1kg 33.5kg (+19.2%)

横ばい（-10%～+10%）

□ 大豆 6.8kg 7.0kg (+2.9%)

□ 牛乳及び乳製品 92.4kg 94.3kg (+2.1%)

□ 油脂類 14.6kg 14.4kg (-1.4%)

□ 小麦 32.2kg 31.7kg (-1.6%)

□ いも類 20.3kg 19.4kg (-4.4%)

減少（-10%以下）

□ 米 65.2kg 50.7kg (-22.2%)

□ 果実 39.1kg 34.1kg (-12.8%)

□ 野菜 100.4kg 88.5kg (-11.9%)

（参考：国民1人・1日当たり供給熱量）

2,603kcal 2,269kcal

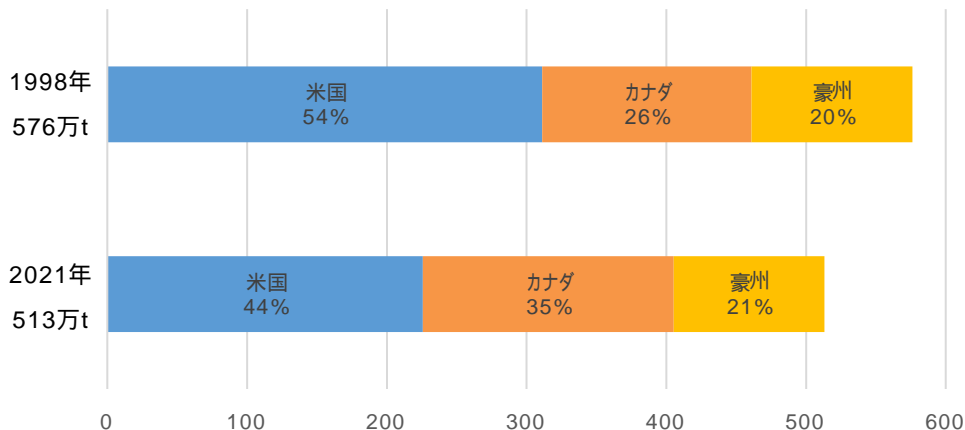
資料：農林水産省「食料需給表」
注：1人1年当たり供給純食料。

我が国の主要穀物等の輸入

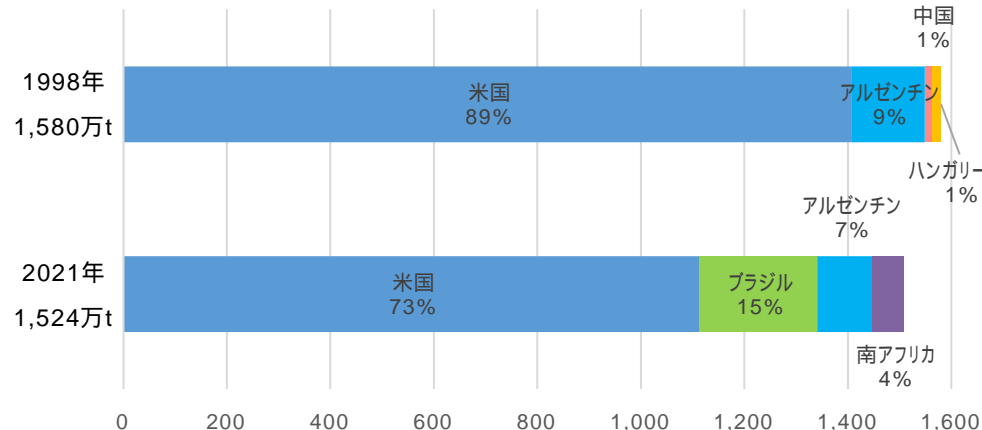
国内生産では国内需要を満たすことができない品目は、品目ごとの国際需給及び価格の動向を踏まえた安定的な輸入を通じて、国内への供給を行っている。

いずれも、米国、カナダ、豪州など特定の国からの輸入が多い。

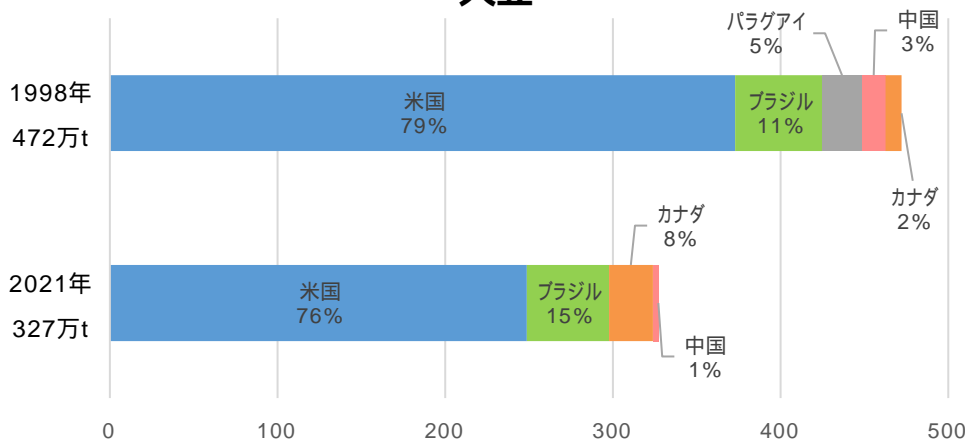
小麦



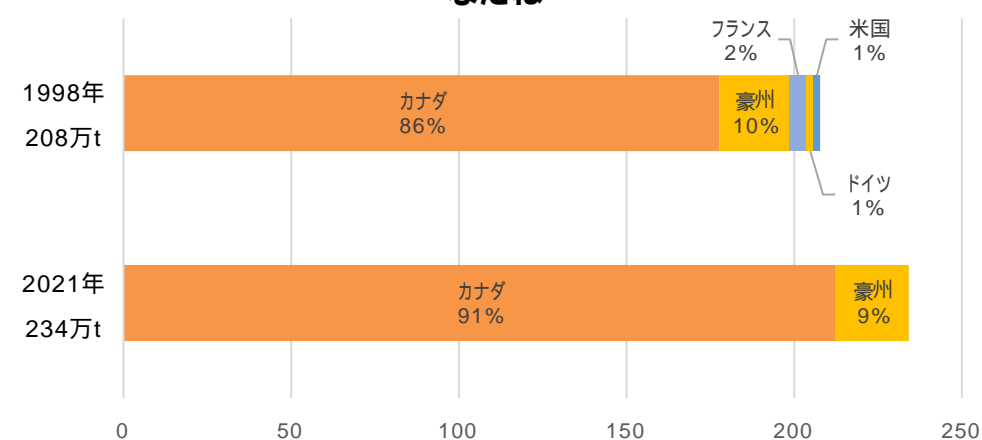
とうもろこし



大豆



なたね



資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省にて作成。

注1：主な用途は、小麦は食糧用、とうもろこしは飼料用、大豆、なたねは油糧用である。

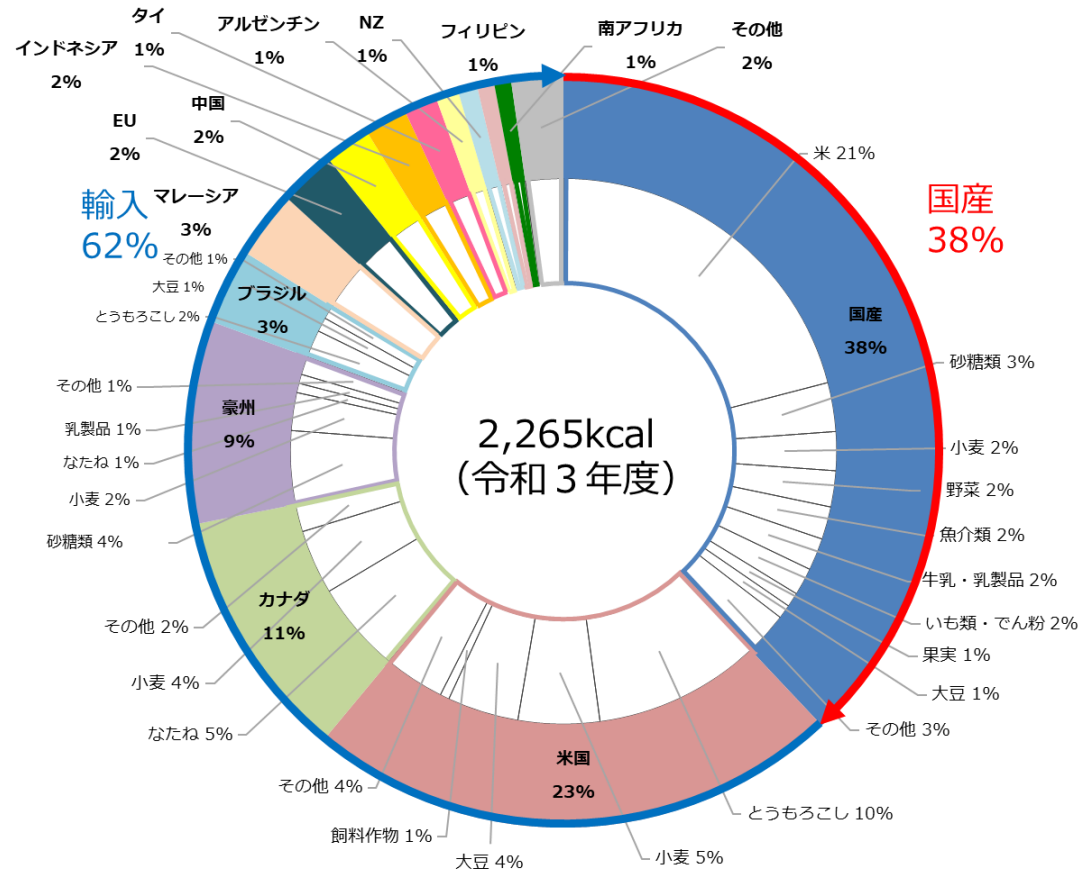
注2：小数点以下四捨五入のため、合計値が合わない場合がある。

注3：加工品の原料分は含まない。

供給カロリーの国別構成

我が国の食料供給は、国産（38%）と、米国（23%）、カナダ（11%）、豪州（9%）、ブラジル（3%）からの輸入で供給熱量の大部分（84%）を占めている。
 今後の食料供給の安定性を維持していくためには、主要輸入先国との関係を維持していくことも必要不可欠。

我が国の供給カロリーの国別構成（試算）：2021年度

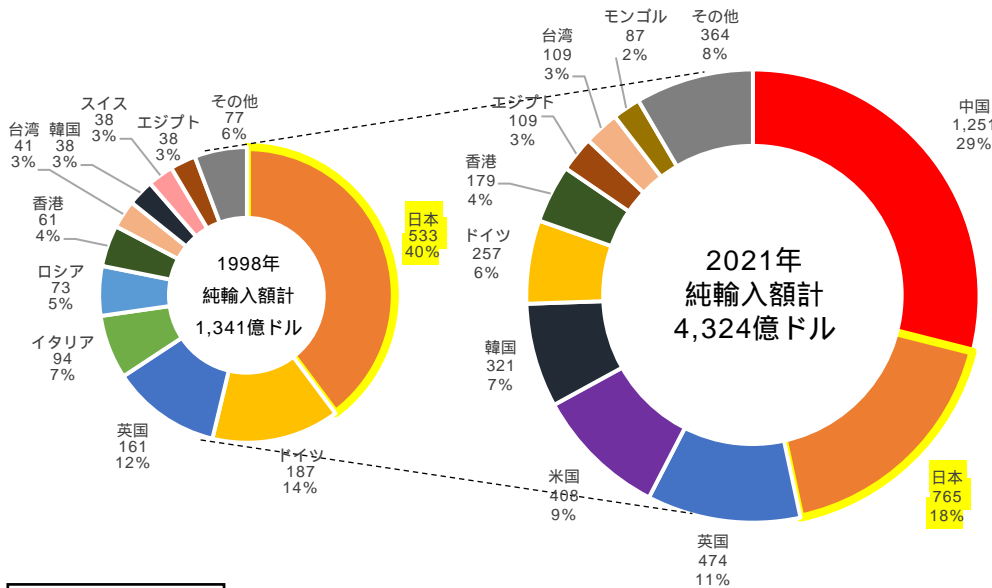


注1：輸入熱量は供給熱量と国産熱量の差とし、輸出、在庫分は捨象した。
 注2：主要品目の国・地域別の輸入熱量を、農林水産省「令和3年農林水産物輸出入概況」の各品目の国・地域毎の輸入量で按分して試算した。
 注3：輸入飼料による畜産物の生産分は輸入熱量としており、この輸入熱量については、主な輸入飼料の国・地域毎の輸入量（TDN（可消化養分総量）換算）で按分した。

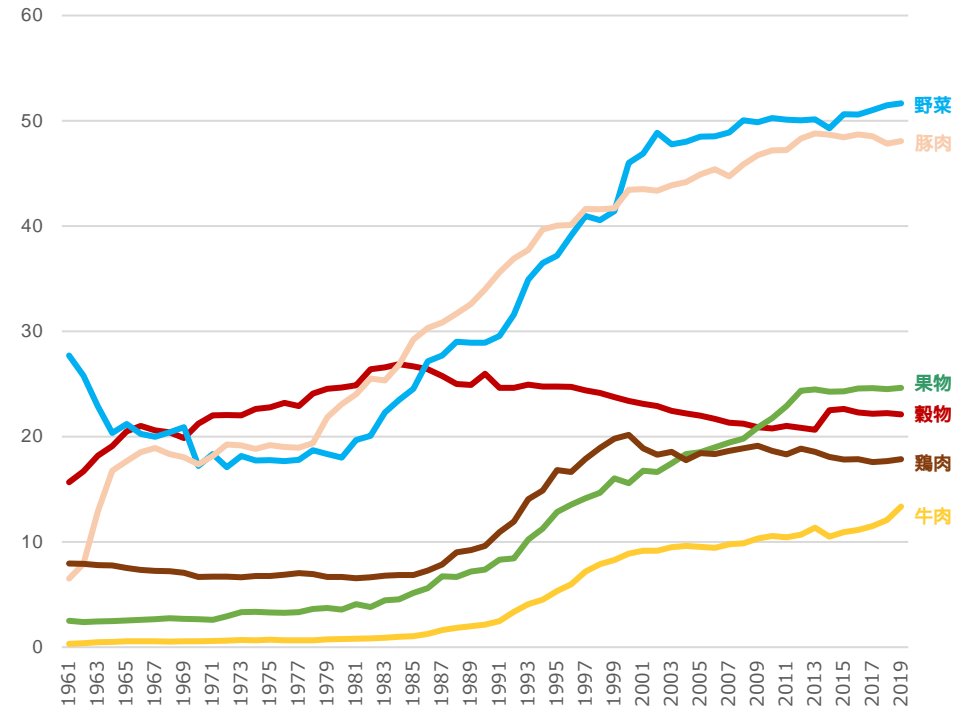
世界の農林水産物の輸入状況

1998年当時、日本は世界1位の農林水産物の純輸入国であり、プライスメーカー的な地位であったが、近年はその地位が低下。現在は中国が最大の純輸入国となっている。
20年前は、食料自給率は低くとも諸外国から購入できていたが、近年、中国が輸入を増やし、プライスメーカー的な地位になりつつある中、日本がそれに左右されることとなる可能性。

農林水産物純輸入額の国別割合



世界の食料消費量に占める中国の割合



資料：「FAOSTAT」

<凡例>
国名
純輸入額 (億ドル)
シェア (%)

資料：「Global Trade Atlas」を基に農林水産省作成
注：経済規模とデータ制約を考慮して対象とした41か国のうち、純輸入額（輸入額-輸出額）がプラスとなった国の純輸入額から作成。

緊急事態食料安全保障指針について

農林水産省では、不測の要因により食料の供給に影響が及ぶおそれのある事態に的確に対処するため、政府として講ずべき対策の基本的な内容、根拠法令、実施手順等を示した「緊急事態食料安全保障指針(以下「指針」という。）」(平成24年9月農林水産省決定)を策定。

食料安全保障対策の概要

注：下線部分は令和3年7月1日改正

平素からの取組

- ・ 食料自給力の維持向上
- ・ 適切かつ効率的な備蓄の運用、安定的な輸入の確保
- ・ 国内外の食料供給に関する情報の収集・分析・提供
(平素からの効率的な情報収集・発信のための省内体制を強化)
- ・ 早期の警戒監視の強化
(早期注意段階を新設し、情報の収集・分析の強化と、
関連業界、消費者への的確な情報発信等を実施)
- ・ 事業継続計画等の策定、状況に応じた見直し等を促進

レベル0 レベル1以降の事態に発展するおそれがある場合

- ・ 食料供給の見通しに関する情報収集・分析・提供
- ・ 備蓄の活用と輸入の確保
- ・ 規格外品の出荷、廃棄の抑制などの関係者の取組の促進
- ・ 食料の価格動向などの調査・監視

レベル1 特定の品目の影給が、平時の影給を2割以上下回ると予測される場合を目安

- ・ 緊急の増産(国民生活安定緊急措置法)
- ・ 生産資材(種子・種苗、肥料、農薬)の確保(国民生活安定緊急措置法など)
- ・ 買い占めの是正など適正な流通の確保(買い占め等防止法など)
- ・ 標準価格の設定などの価格の規制(国民生活安定緊急措置法)

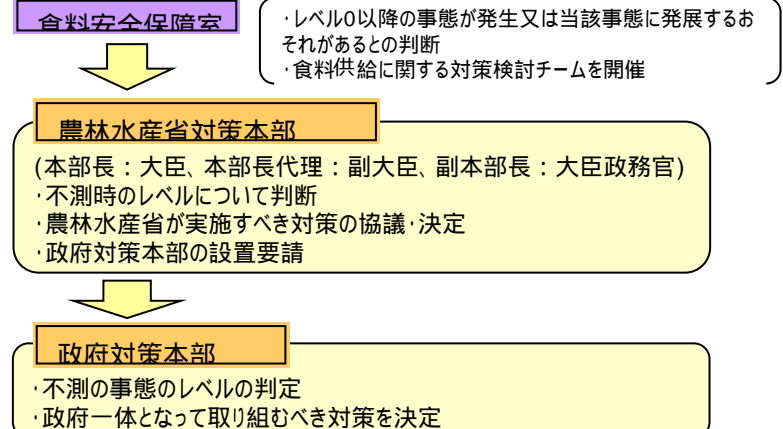
レベル2 1人1日当たり影給熱量が2,000kcalを下回ると予測される場合を目安

- ・ 熱量効率が高い作物などへの生産の転換
- ・ 既存農地以外の土地の利用
- ・ 食料の割当て・配給及び物価統制(物価統制令、国民生活安定緊急措置法、食糧法)
- ・ 石油の供給の確保(石油需給適正化法)

食料の供給に影響を及ぼす不測の要因

- | | |
|--|--|
| (1) 国内における要因 | 食品の安全に関する事件・事故
食品等のサプライチェーンの寸断
地球温暖化等の気候変動 |
| 大規模自然災害や異常気象
感染症の流行
家畜・水産動物の伝染性疾病や植物
病害虫 | |
| (2) 海外における要因 | 石油等の燃料の供給不足
地球温暖化等の気候変動
肥料(養殖用飼料)需給のひっ迫
遺伝資源の入手困難
水需給のひっ迫
単収の伸び率の鈍化
水産資源の変動
人口増加に伴う食料需要増加
バイオ燃料向け需要の増加
新興国との輸入の競合
為替変動 |
| 大規模自然災害や異常気象
感染症の流行
家畜・水産動物の伝染性疾病や植物
病害虫
食品の安全に関する事件・事故
港湾等での輸送障害
輸出国等における紛争、政情不安、テロ
輸出国における輸出規制
輸出国-輸入国間等の貿易上の
障害の発生(貿易摩擦)
為替変動 | |

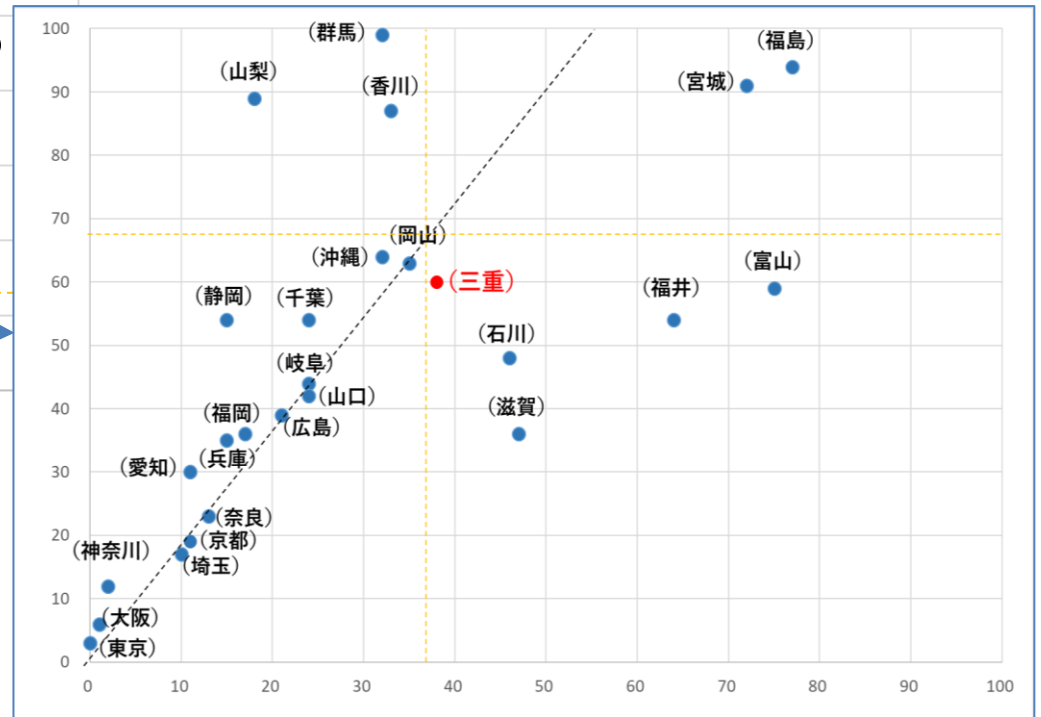
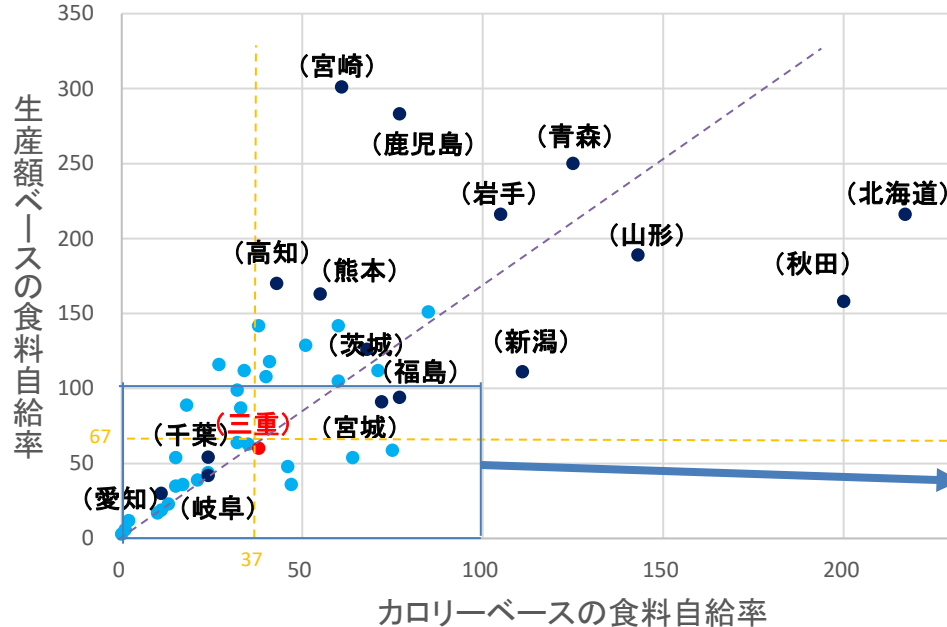
不測の事態に対する体制



都道府県別の食料自給率（カロリーベース・生産額ベース）の関係

- 水稻・麦・大豆など土地利用型作物を主に生産する県はカロリーベースの自給率が高くなる一方、生産額ベースの自給率が低くなる傾向。
- 三重県はカロリーベース38%、生産額ベース60%でほぼ全国並み。水稻・麦・大豆、野菜・果樹がバランス良く生産されている状況。

都道府県別の食料自給率(試算)(令和2年度)



諸外国・地域の食料自給率（カロリーベース）の推移（1961～2021年）（試算等）

（単位：％）

	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978
	昭和36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53
アメリカ	119	115	120	120	117	117	126	122	116	112	118	119	125	132	146	137	136	135
カナダ	102	143	161	143	152	169	134	146	138	109	134	128	136	121	143	157	152	168
ドイツ	67	70	75	74	66	66	74	73	70	68	73	72	72	78	73	69	79	80
スペイン	93	94	108	83	96	101	98	103	96	93	100	95	93	89	98	101	95	102
フランス	99	106	98	106	109	96	103	112	108	104	114	116	118	120	117	110	120	123
イタリア	90	89	83	83	88	86	89	82	83	79	82	75	73	76	83	78	72	76
オランダ	67	68	64	71	69	63	69	65	62	65	70	64	72	69	72	72	71	77
スウェーデン	90	90	83	93	90	72	96	93	79	81	88	93	93	114	99	104	101	93
イギリス	42	45	43	46	45	44	46	45	44	46	50	50	52	53	48	48	55	59
スイス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
オーストラリア	204	229	225	240	199	255	203	278	226	206	211	192	240	234	230	235	214	268
韓国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	80	-	-	-	-	-	-	-	-
日本	78	76	72	72	73	68	66	65	62	60	58	57	55	55	54	53	53	54

（参考）

ノルウェー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	48	-	-	-	-	-	-	-	-
台湾	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996
	昭和54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	平成元	2	3	4	5	6	7	8
アメリカ	150	151	162	156	123	136	142	128	126	118	131	129	124	138	122	132	129	126
カナダ	149	156	171	186	174	171	176	189	163	140	164	187	178	158	154	167	163	159
ドイツ	77	76	80	82	79	86	85	85	82	83	84	93	92	91	92	88	88	90
スペイン	89	102	86	100	88	107	95	93	104	101	95	96	94	92	93	86	73	99
フランス	125	131	137	136	128	145	135	132	142	145	145	142	145	149	133	131	131	139
イタリア	75	80	83	79	82	76	77	77	82	75	77	72	81	80	77	78	77	75
オランダ	71	72	83	84	77	78	73	88	77	72	84	78	73	76	78	70	72	70
スウェーデン	91	94	95	105	103	108	98	104	86	88	104	113	83	76	87	75	79	86
イギリス	59	65	66	71	69	78	72	74	70	70	73	75	77	76	73	74	76	79
スイス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	60
オーストラリア	251	212	256	199	264	255	242	233	209	235	226	233	209	396	263	217	261	273
韓国	-	70	-	-	-	-	-	-	-	-	-	63	-	-	-	-	51	50
日本	54	53	52	53	52	53	53	51	50	50	49	48	46	46	37	46	43	42

（参考）

ノルウェー	49	50	-	-	-	-	-	-	-	-	50	52	-	-	-	54	53	51
台湾	-	-	-	-	-	56	56	48	46	47	45	43	41	39	40	38	37	37

	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
	平成9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
アメリカ	131	131	127	125	122	119	128	122	123	120	124	134	130	135	127	126	130	133
カナダ	157	158	184	161	142	120	145	160	173	185	168	211	223	225	258	244	264	232
ドイツ	95	96	101	96	99	91	84	94	85	77	80	86	93	93	92	96	95	100
スペイン	97	93	84	96	94	90	89	90	73	81	82	83	80	92	96	73	93	80
フランス	138	140	137	132	121	130	122	135	129	121	111	114	121	130	129	134	127	124
イタリア	76	77	77	73	69	71	62	73	70	61	63	67	59	62	61	61	60	59
オランダ	71	70	67	70	67	67	58	67	62	78	75	77	65	68	66	68	69	72
スウェーデン	85	93	79	89	85	87	84	88	81	79	78	74	79	72	71	70	69	80
イギリス	76	77	78	74	61	74	70	69	69	69	65	69	65	69	72	67	63	74
スイス	54	56	54	59	54	56	53	58	57	53	53	55	56	53	57	55	51	56
オーストラリア	261	281	310	280	265	230	237	238	245	172	173	162	187	182	205	229	223	213
韓国	54	54	49	51	49	50	46	47	45	45	44	46	47	47	39	39	42	42
日本	41	40	40	40	40	40	40	40	40	39	40	41	40	39	39	39	39	39

（参考）

ノルウェー	53	53	45	50	50	46	50	52	52	53	52	53	46	46	48	43	48	47
台湾	37	37	36	35	35	36	34	32	30	32	30	32	32	31	34	33	33	34

（資料）農林水産省「食料需給表」、FAO"Food Balance Sheets"等を基に農林水産省で試算した（酒類等は含まない）。

スイスについてはスイス農業庁「農業年次報告書」、韓国については韓国農村経済研究院「食品需給表」、

ノルウェーについてはノルウェー農業経済研究所公表資料、台湾については台湾行政院「糧食供需年報」による。

ノルウェーについては、輸入飼料と輸出を考慮していないため、台湾については、輸入飼料を考慮していないため、単純には比較できないが、参考として記載。

（注）1．日本は年度。それ以外は暦年。

2．食料自給率（カロリーベース）は、総供給熱量に占める国産供給熱量の割合である。畜産物、加工食品については、輸入飼料、輸入原料を考慮している。

3．ドイツについては、統合前の東西ドイツを合わせた形で過渡している。

4．日本及び上記諸外国以外は、データが不足しているため試算していない。

5．FAO"Food Balance Sheets"及び上記諸外国のデータは、過去に遡って修正されることがある。

諸外国・地域の食料自給率（カロリーベース）の推移（1961～2021年）（試算等）（つづき）

（単位：％）

	2015 平成27	2016 28	2017 29	2018 30	2019 令和元	2020 2	2021 3
アメリカ	129	138	131	132	121	—	—
カナダ	255	257	255	266	233	—	—
ドイツ	93	91	95	86	84	—	—
スペイン	83	89	83	100	82	—	—
フランス	132	119	130	125	131	—	—
イタリア	62	63	59	60	58	—	—
オランダ	64	64	70	65	61	—	—
スウェーデン	77	76	78	63	81	—	—
イギリス	71	65	68	65	70	—	—
スイス	52	48	52	51	50	—	—
オーストラリア	214	202	233	200	169	—	—
韓国	43	39	38	35	35	—	—
日本	39	38	38	37	38	37	38

（参考）

ノルウェー	50	49	50	43	43	47	—
台湾	31	31	32	35	32	32	—

諸外国の穀物自給率（2019）（試算）

我が国の穀物自給率は、179の国・地域中127番目、OECD加盟38か国中32番目

（単位：％）

国名	穀物自給率	国名	穀物自給率	国名	穀物自給率
ウクライナ	440	トーゴ	83	ベルギー	33
ラトビア	355	キルギスタン	83	アルジェリア	33
ブルガリア	338	ニジェール	83	マレーシア	33
アルゼンチン	277	マダガスカル	81	エスワティニ	32
エストニア	269	コンゴ民主共和国	81	コモロ	31
リトアニア	258	ギニア	79	アルメニア	29
パラグアイ	239	ガーナ	78	日本	28
ルーマニア	217	北マケドニア	77	ハイチ	28
ウルグアイ	208	アゼルバイジャン	77	韓国	28
カザフスタン	202	中央アフリカ共和国	76	台湾	27
ガイアナ	197	スロベニア	76	ガンビア	26
フランス	187	南アフリカ	75	キューバ	24
カナダ	185	スーダン	74	ポルトガル	23
スロバキア	184	ウズベキスタン	74	ナミビア	16
オーストラリア	181	ベリーズ	74	ニューカレドニア	15
セルビア	169	ザンビア	74	ガボン	14
ハンガリー	155	ボスニア・ヘルツェゴビナ	73	コスタリカ	12
チェコ	155	フィリピン	71	リビア	11
ロシア連邦	151	イラン	70	レソト	11
モルドバ	149	ルワンダ	69	オランダ	11
クロアチア	145	カメルーン	67	ボツワナ	11
スウェーデン	137	ニカラグア	65	サウジアラビア	10
ブラジル	131	ギリシャ	65	レバノン	9
タイ	123	アフガニスタン	65	キプロス	9
フィンランド	118	ノルウェー	64	アイスランド	8
デンマーク	118	エクアドル	63	イエメン	8
アメリカ	116	シエラレオネ	62	コンゴ共和国	7
パキスタン	114	メキシコ	62	オマーン	6
ポーランド	114	ギニアビサウ	62	フィジー	5
ミャンマー	112	イタリア	61	トリニダード・トバゴ	5
インド	110	セネガル	61	モンテネグロ	5
カンボジア	109	ケニア	60	イスラエル	5
ベトナム	109	イラク	60	サントメ・プリンシペ	4
スリナム	109	アルバニア	59	<small>セントビンセント及びグレナディーン諸島</small>	4
ウガンダ	108	ベナン	59	ヨルダン	4
ブルンジ	106	アンゴラ	58	バヌアツ	3
シリア・アラブ共和国	105	コートジボワール	57	ソロモン諸島	3
マリ	103	ジンバブエ	57	パプアニューギニア	3
ラオス人民民主共和国	101	モザンビーク	57	バハマ	3
ドイツ	101	スペイン	57	クウェート	1
タンザニア	100	エジプト	56	アラブ首長国連邦	1
中国	99	ニュージーランド	56	カーボベルデ	1
イギリス	97	東ティモール	56	モーリシャス	0
トルクメニスタン	96	モリタニア	54	ジャマイカ	0
エチオピア	95	タジキスタン	52	アンティグア・バブーダ	0
チャド	95	アイルランド	50	バルバドス	0
オーストリア	94	チリ	49	ドミニカ	0
マラウイ	93	チュニジア	47	仏領ポリネシア	0
トルコ	93	ペルー	47	ジブチ	0
ルクセンブルク	92	グアテマラ	46	キリバス	0
スリランカ	91	スイス	45	グレナダ	0
バングラディッシュ	90	エルサルバドル	43	香港	0
インドネシア	89	ドミニカ共和国	41	マカオ	0
ネパール	89	ベネズエラ	40	モルディブ	0
ブルキナファソ	89	リベリア	40	マルタ	0
北朝鮮	89	パナマ	38	セントクリストファー・ネイビス	0
ボリビア	88	コロンビア	37	セントルシア	0
モンゴル	88	ジョージア	37	セーシェル	0
ベラルーシ	87	ホンジュラス	36	サモア	0
ナイジェリア	85	モロッコ	36		

（資料）農林水産省「食料需給表」、FAO「Food Balance Sheets」（令和4年6月1日現在）

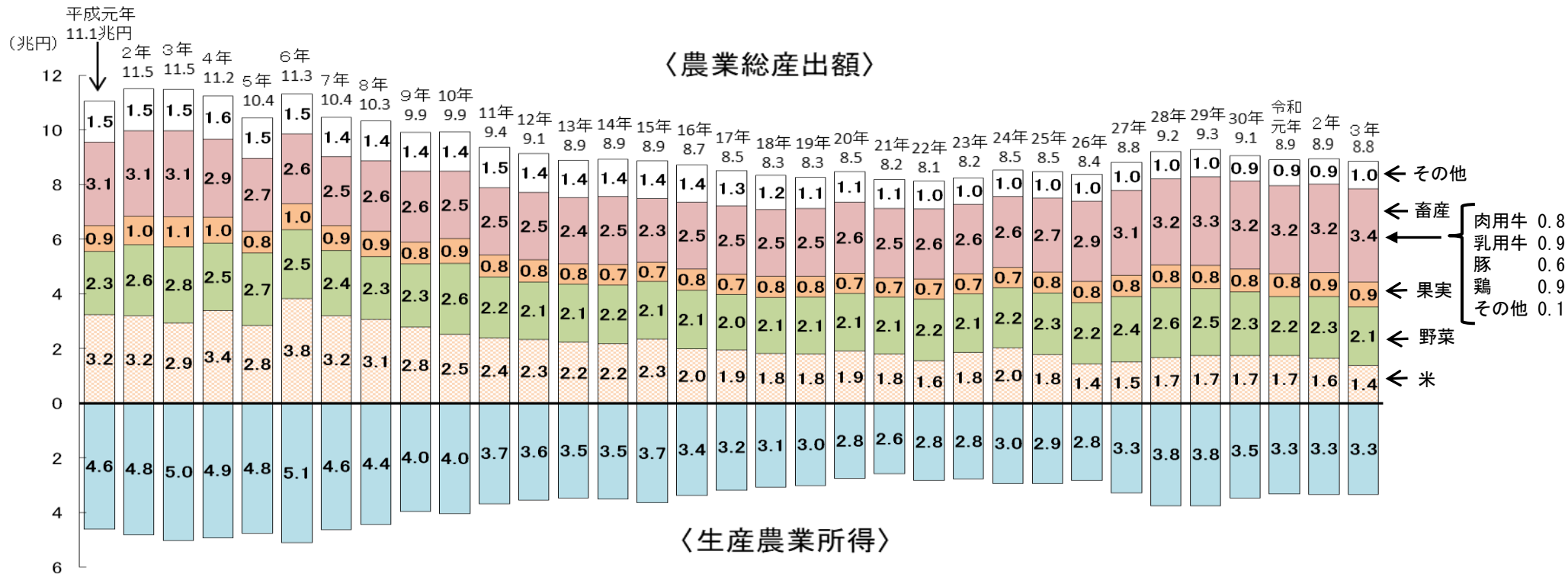
- （注）1．日本は年度、それ以外は暦年。
 2．を付した国は、OECD加盟国である。
 3．米については、玄米換算である。

2. 農林水産業を取り巻く状況

農業総産出額及び生産農業所得の推移

- 農業総産出額は、肉用牛等において産出額が過去最高となるなど需要に応じた生産の進展等を主たる要因として9兆円前後で推移。
- 生産農業所得は、農業総産出額の動向を受けて3兆円台を超えて推移。

○我が国の農業総産出額及び生産農業所得の推移



都道府県別の農業産出額

- 令和3年の農業産出額の都道府県別順位は、1位が北海道で1兆3,108億円、次いで鹿児島県が4,997億円、茨城県が4,263億円となっている
- 三重県については、令和2年は31位、令和3年は32位となっている

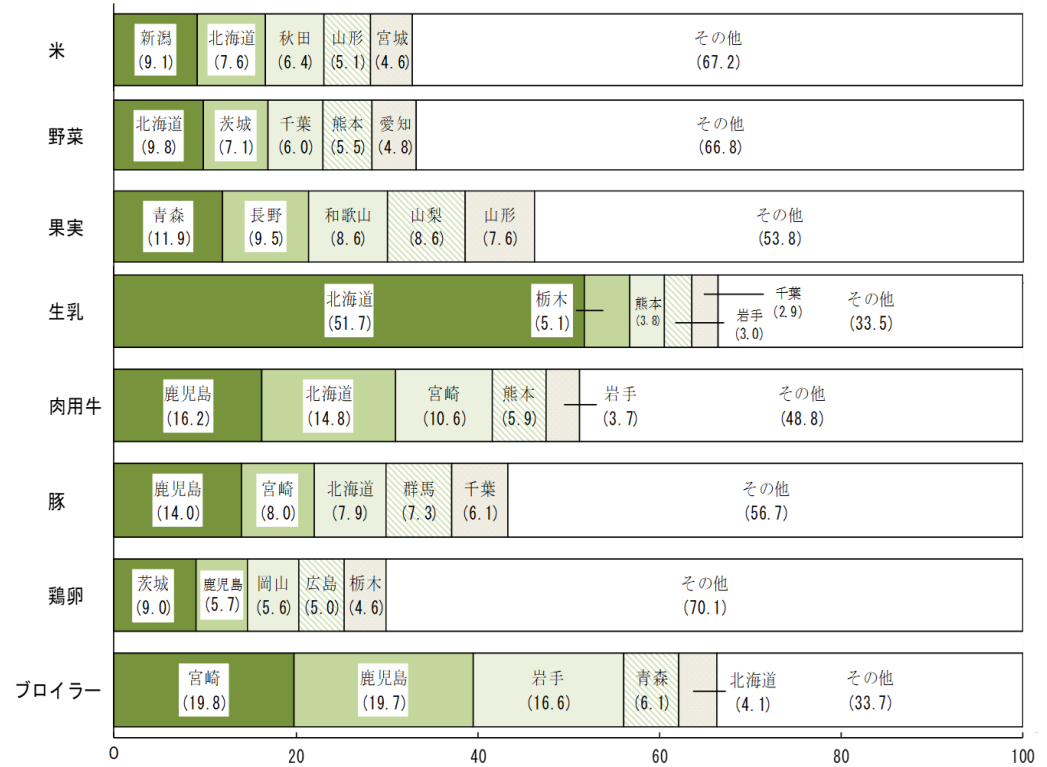
○ 農業産出額都道府県の状況

単位：億円

順位	令和2年		令和3年	
	都道府県	産出額	都道府県	産出額
1	北海道	12,667	北海道	13,108
2	鹿児島県	4,772	鹿児島県	4,997
3	茨城県	4,417	茨城県	4,263
4	千葉県	3,853	宮崎県	3,478
5	熊本県	3,407	熊本県	3,477
6	宮崎県	3,348	千葉県	3,471
7	青森県	3,262	青森県	3,277
8	愛知県	2,893	愛知県	2,922
9	栃木県	2,875	栃木県	2,693
10	岩手県	2,741	岩手県	2,651

31	三重県	1,043	高知県	1,069
32	山梨県	974	三重県	1,067

○ 主要部門における農業産出額の都道府県別の構成比(令和3年)



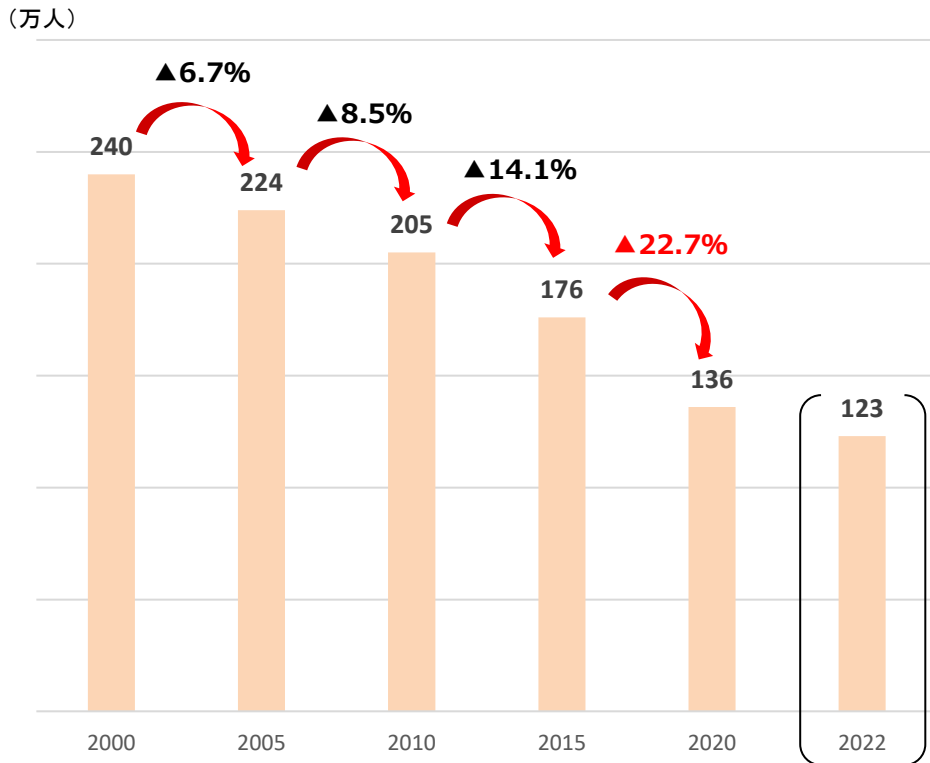
資料：農林水産省「生産農業所得統計」

(%)

基幹的農業従事者数の推移・年齢構成の動向

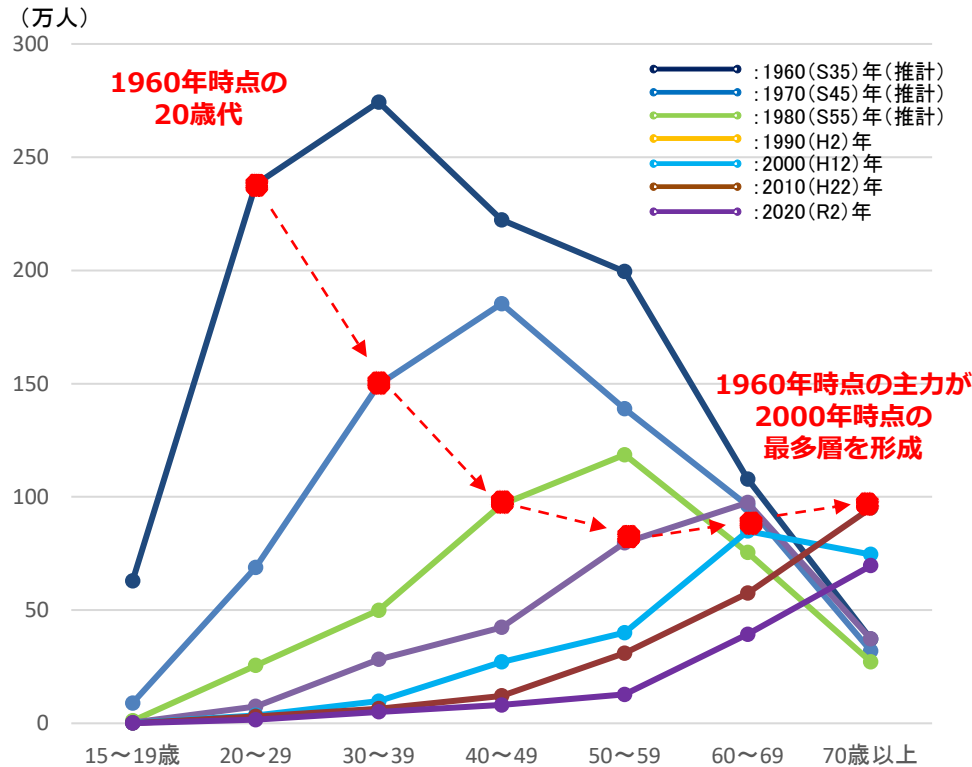
- 基幹的農業従事者数は2000年から20年間で、240万人から136万人に半減している。特に2015年から2020年の5年間で2割以上減少しており、2000年以降で最大の減少割合となった。
- 基幹的農業従事者の年齢構成をみると、1960年時点で20歳代であった主力層が高齢化し、2000年時点での最多層を形成しており、2010年以降の最多層は70歳以上となっている。

基幹的農業従事者数の推移



- 資料：
- ・ 農林水産省「農林業センサス」(2022年のみ「農業構造動態調査」であり第一報)。
 - ・ 基幹的農業従事者とは、15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者(雇用者は含まない)。
 - ・ 2010年までの数値は販売農家であり、2015年以降は個人経営体の数値であることに留意。

基幹的農業従事者の年齢構成の動向

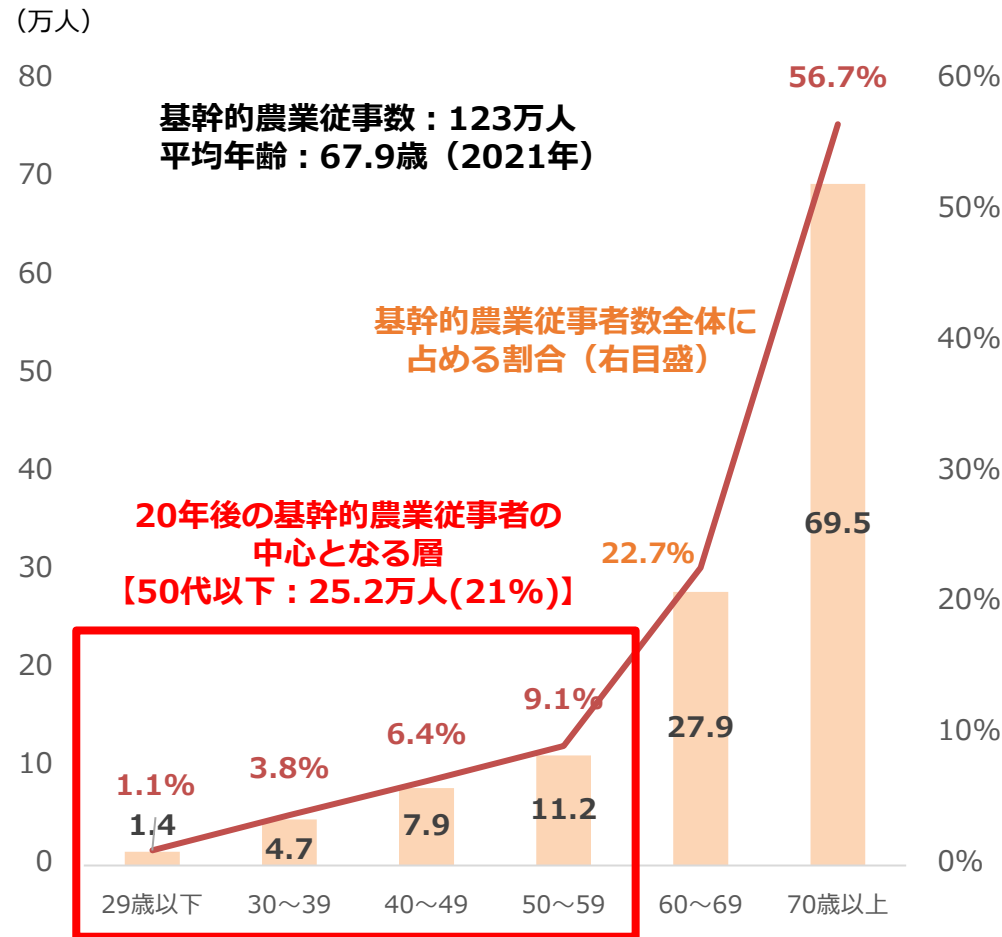


- 資料：
- ・ 農林水産省「農林業センサス」、総務省「国勢調査」により作成。
 - ・ 基幹的農業従事者とは、15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者(雇用者は含まない)。
 - ・ 昭和35年は農業就業者数(国勢調査)の年齢構成から推計。また、昭和55年以前は、平成2年の総農家と販売農家の比率(年齢階層別)から推計。
 - ・ 平成2年までは、16歳以上、平成7年以降は15歳以上。

基幹的農業従事者の年齢構成

- 2022年における基幹的農業従事者数は123万人、平均年齢は67.9歳（2021年）で、年齢構成は70歳以上の層がピークになっている。
- 今後10年から20年先を見据えると、基幹的農業従事者数は大幅に減少することが確実であり、少ない経営体で農業生産を支えていかねばならない状況。

基幹的農業従事者数の年齢構成（2022年）

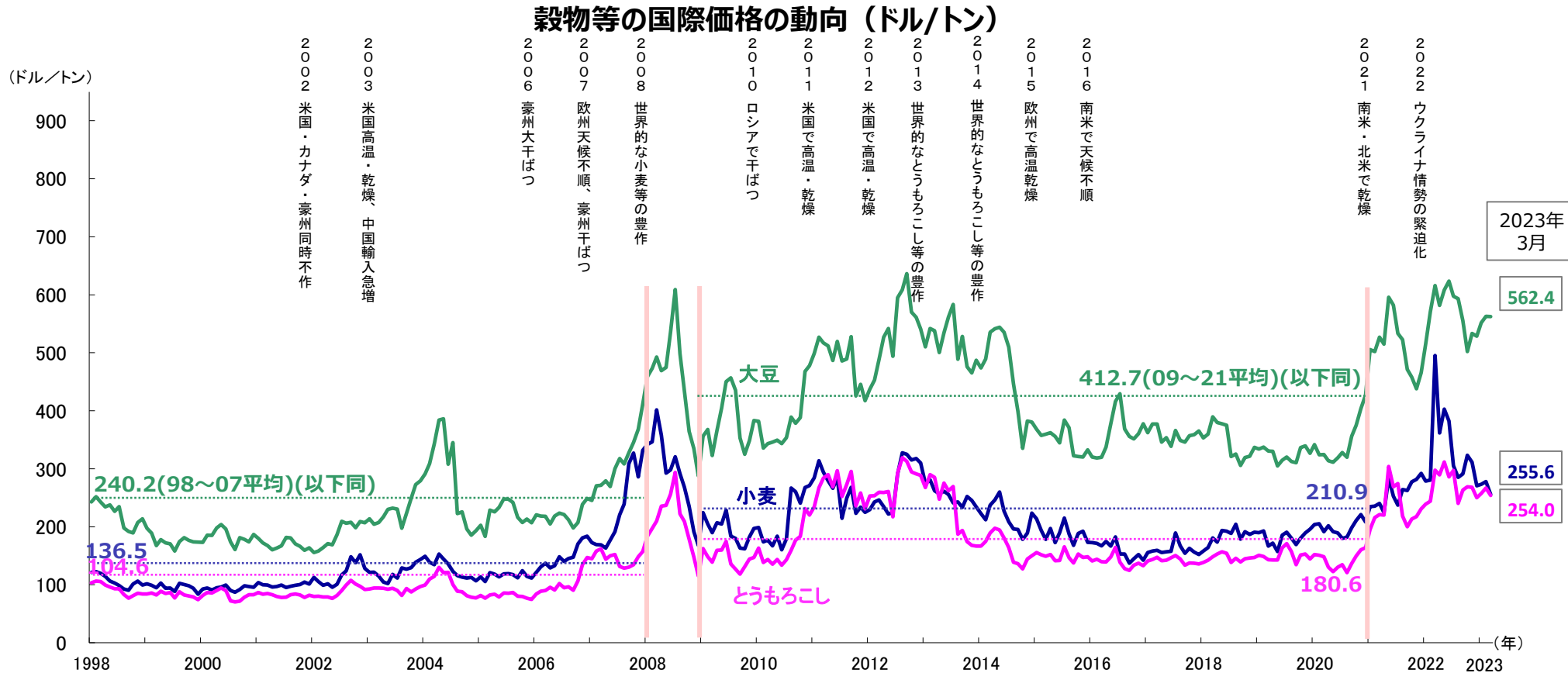


資料：農林水産省「農業構造動態調査」（2021年、2022年）

注：基幹的農業従事者とは、15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者（雇用者は含まない）。

輸入依存度の高い穀物等の価格の推移

- 世界的な穀物価格の上昇が発生した2008年以降、農作と高温乾燥等により価格の不安定性が増しているところ。
- 2008年、2022年の異常年を除外しても、世界的な需要の増大や生産コストの増加により、2008年以前より以降のほうが平均的に高くなっている。



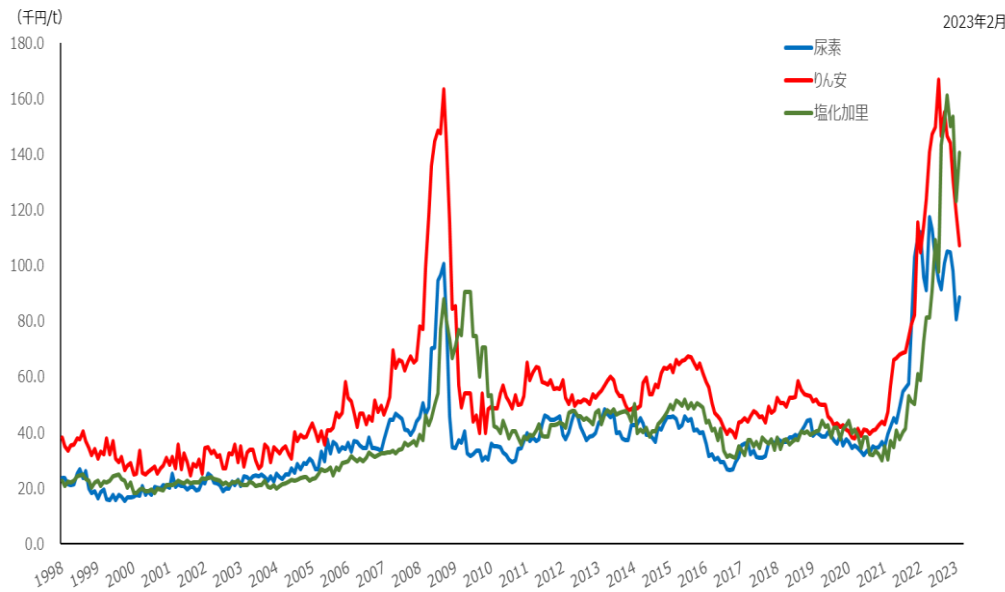
	1998~2007年平均価格	2009~2021年平均価格
大豆	240.2	412.7
小麦	136.5	210.9
とうもろこし	104.6	180.6

資料：シカゴ商品取引所の各月第1金曜日の期近終値の価格。
注：過去最高価格については、シカゴ商品取引所の全ての取引日における期近終値の最高価格。

肥料原料、飼料の価格の動向

- 化学肥料原料の国際価格は、昨年半ばより、穀物需要の増加や原油・天然ガスの価格の上昇に伴い、高騰。
- 配合飼料価格は、配合配合飼料原料や為替相場等の影響により、上昇傾向で推移。

○肥料原料の輸入価格の動向



資料：農林水産省調べ

財務省貿易統計における各原料の輸入額を輸入量で除して算出。
ただし、月当たりの輸入量が5,000t以下の月は前月の価格を表記。

○配合飼料工場渡価格の推移

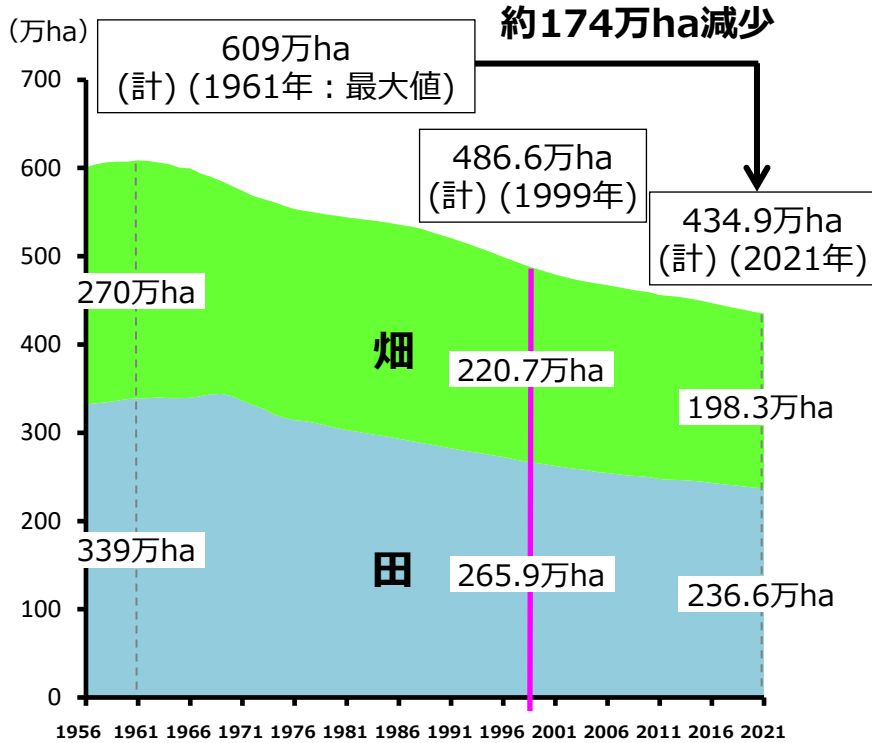


資料：（公社）配合飼料供給安定機構「飼料月報」

農地面積・かい廃面積の推移

- 農地面積は、主に宅地等への転用や荒廃農地の発生等により、1961年に比べて、約174万ha減少
- 農地面積の減少要因であるかい廃面積は、基本法制定以降減少傾向にあったものの、2014年以降約3万ha程度で推移。

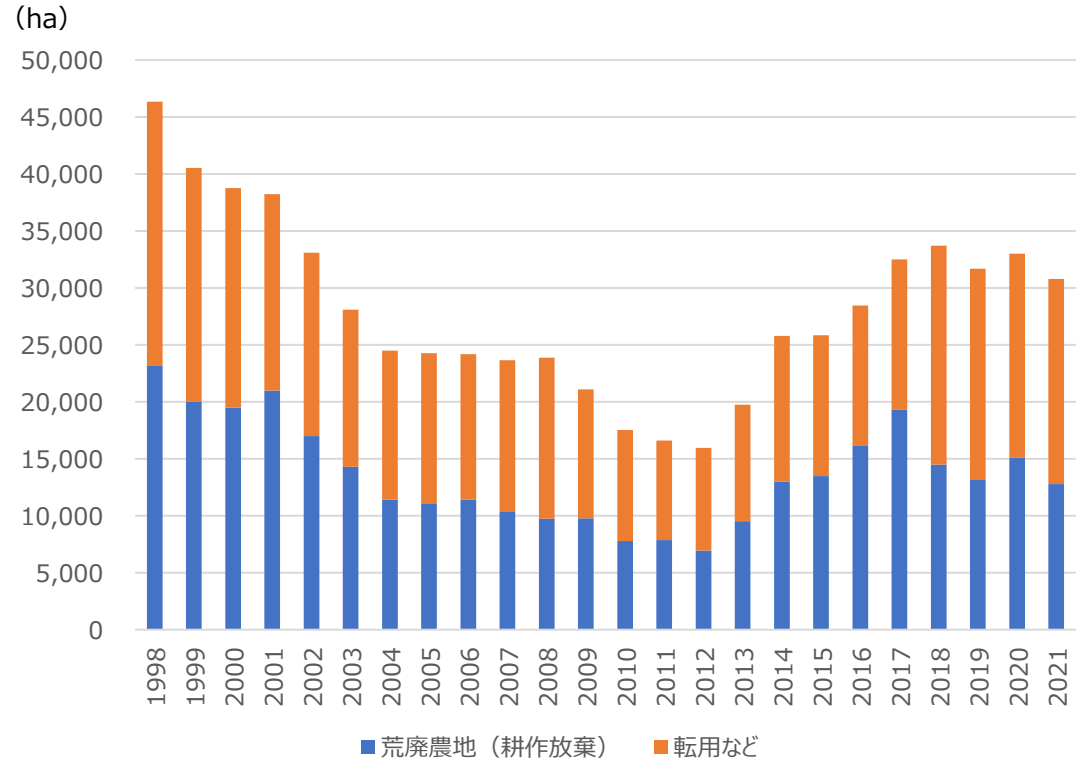
○農地（耕地）面積の推移



1999年
食料・農業・農村基本法
制定

資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

○かい廃面積の推移



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

注1：「かい廃」とは、田又は畑が他の地目に転換し、作物の栽培が困難になった状態の土地をいう。

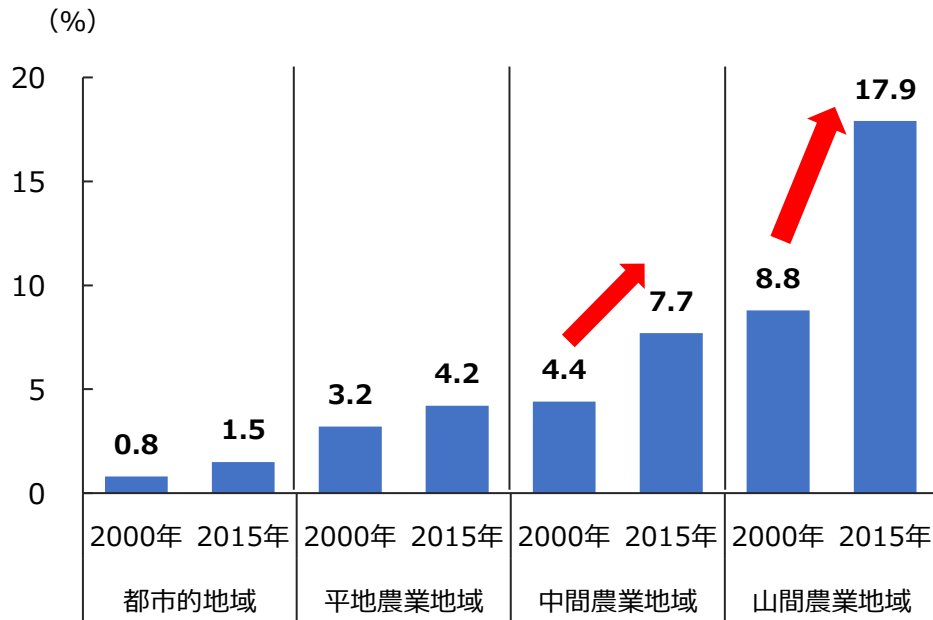
注2：「転用など」とは、非農業用途への転用や植林・農林道等への転用等をいう。

注3：かい廃面積のうち、自然災害によるものは合計から除いた。ただし、2017年から要因別の調査を廃止したため、2017年以降は、「転用など」に自然災害によるかい廃面積を含む。

総戸数9戸以下の集落の増加と集落活動の実施率の低下

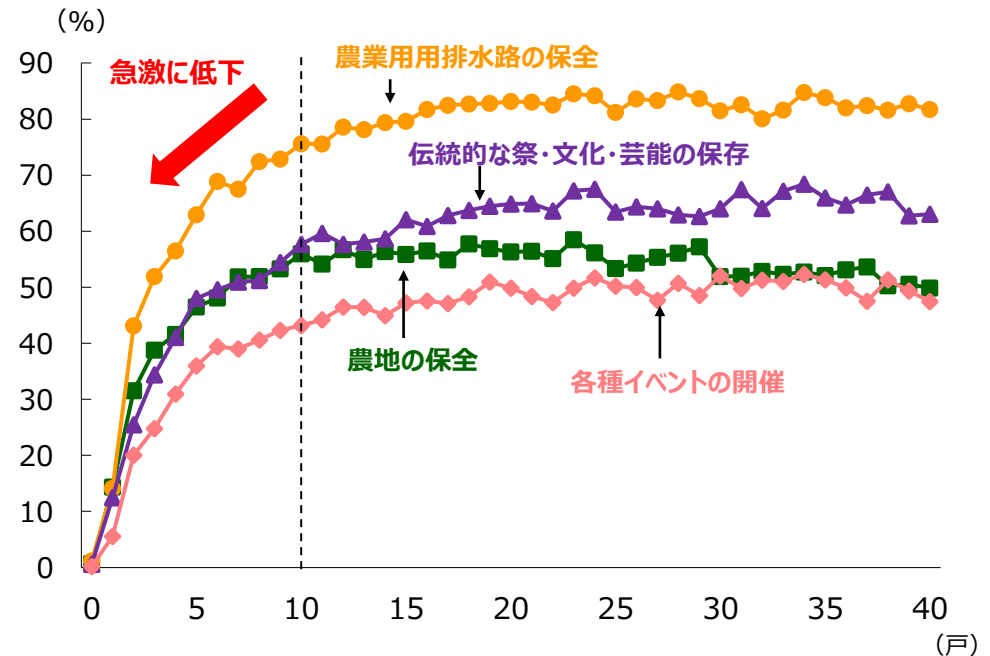
- 人口減少に伴い、農業集落内の戸数が減少し、2000年から2015年にかけては、いずれの地域型においても9戸以下の農業集落（無人化集落を含む。）割合が増加。特に中山間地域を中心に、今後も増加することが予想される。
- 集落の総戸数が10戸を下回ると、「農地の保全を含む集落活動の実施率」は急激に低下する。今後の人口動態を踏まえると、集落活動の実施率はさらに低下し農業生産を通じた食料の安定供給や多面的機能の発揮に支障が生じるおそれ。

総戸数が9戸以下の農業集落の割合



資料：農林水産省「農林業センサス」

集落活動の実施率と総戸数の関係



資料：農林水産政策研究所「日本農業・農村構造の展開過程-2015年農林業センサスの総合分析-」（2018年12月）

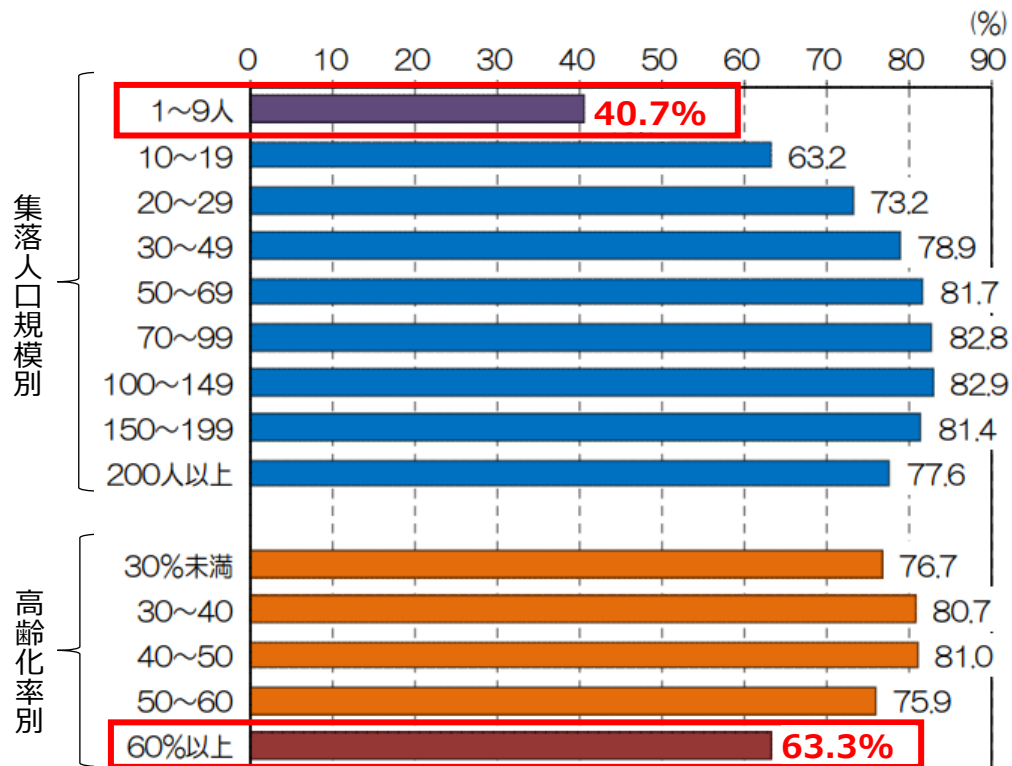
末端施設の維持管理

- 末端の農業用排水施設等については、一般的に集落・水利組合・農業者等が維持管理（地域住民の共同活動）。
- 農業集落の小規模化・高齢化に伴い、農業用排水路の保全・管理に関する集落活動が停滞する傾向がある。特に、集落人口9人以下の集落高齢化率60%以上の集落では、その割合が急激に低下。

<末端施設の維持管理のイメージ>



<農業用排水路を集落で保全・管理している割合>



資料：農林業センサス農山村地域調査(2015年)、地域の農業を見て・知って・活かすDB(2015年)。
 注。集落人口及び高齢化率は、国勢調査の人口データを農業集落別に推計した値に基づく。

資料：国土交通省「第5回 国土の長期展望専門委員会」資料 1-2「農業集落の変容と将来予測－農業センサス等に基づく統計分析から－」（農林水産政策研究所：橋詰登）より抜粋

3. 今後の農林水産施策の動き

みどりの食料システム戦略（概要）

現状と今後の課題

- 生産者の減少・高齢化、地域コミュニティの衰退
- 温暖化、大規模自然災害
- コロナを契機としたサプライチェーン混乱、内食拡大
- SDGsや環境への対応強化
- 国際ルールメイキングへの参画

「Farm to Fork戦略」(20.5)

2030年までに化学農薬の使用及びリスクを50%減、有機農業を25%に拡大

「農業イノベーションアジェンダ」(20.2)

2050年までに農業生産量40%増加と環境フットプリント半減

農林水産業や地域の将来も見据えた持続可能な食料システムの構築が急務

持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進

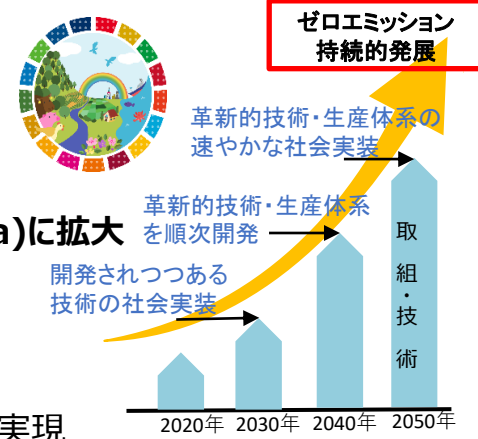
目指す姿と取組方向

2050年までに目指す姿

- 農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現
- 低リスク農薬への転換、総合的な病害虫管理体系の確立・普及に加え、ネオニコチノイド系を含む従来の殺虫剤に代わる新規農薬等の開発により化学農薬の使用量（リスク換算）を50%低減
- 輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減
- 耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大
- 2030年までに食品製造業の労働生産性を最低3割向上
- 2030年までに食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現を目指す
- エリートツリー等を林業用苗木の9割以上に拡大
- ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖において人工種苗比率100%を実現

戦略的な取組方向

2040年までに革新的な技術・生産体系を順次開発（技術開発目標）
 2050年までに革新的な技術・生産体系の開発を踏まえ、今後、「政策手法のグリーン化」を推進し、その社会実装を実現（社会実装目標）
 ※政策手法のグリーン化：2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中。
 2040年までに技術開発の状況を踏まえつつ、補助事業についてカーボンニュートラルに対応することを目指す。
 補助金拡充、環境負荷軽減メニューの充実とセットでクロスコンプライアンス要件を充実。
 ※革新的技術・生産体系の社会実装や、持続可能な取組を後押しする観点から、その時点において必要な規制を見直し。地産地消型エネルギーシステムの構築に向けて必要な規制を見直し。



期待される効果

経済 持続的な産業基盤の構築

- ・輸入から国内生産への転換（肥料・飼料・原料調達）
- ・国産品の評価向上による輸出拡大
- ・新技術を活かした多様な働き方、生産者のすそ野の拡大

社会 国民の豊かな食生活 地域の雇用・所得増大

- ・生産者・消費者が連携した健康的な日本型食生活
- ・地域資源を活かした地域経済循環
- ・多様な人々が共生する地域社会

環境 将来にわたり安心して暮らせる地球環境の継承

- ・環境と調和した食料・農林水産業
- ・化石燃料からの切替によるカーボンニュートラルへの貢献
- ・化学農薬・化学肥料の抑制によるコスト低減

アジアモンスーン地域の持続的な食料システムのモデルとして打ち出し、国際ルールメイキングに参画（国連食料システムサミット（2021年9月）など）

「みどりの食料システム戦略」KPI2030年目標の設定

- みどりの食料システム戦略に掲げる2050年の目指す姿の実現に向けて、中間目標として、新たにKPI2030年目標を決定。（令和4年6月21日みどりの食料システム戦略本部決定）

「みどりの食料システム戦略」KPIと目標設定状況					
KPI		2030年 目標		2050年 目標	
温室効果ガス削減	①	農林水産業のCO ₂ ゼロエミッション化 (燃料燃焼によるCO ₂ 排出量)	1,484万t-CO ₂ (10.6%削減)		0万t-CO ₂ (100%削減)
	②	農林業機械・漁船の電化・水素化等技術の確立	既に実用化されている化石燃料使用量削減に資する 電動草刈機、自動操舵システムの普及率：50%	2040年 技術確立	
			高性能林業機械の電化等に係るTRL TRL 6：使用環境に応じた条件での技術実証 TRL 7：実運転条件下でのプロトタイプ実証		
			小型沿岸漁船による試験操業を実施		
③	化石燃料を使用しない園芸施設への移行	加温面積に占めるハイブリッド型園芸施設等の割合：50%		化石燃料を使用しない施設への完全移行	
④	我が国の再エネ導入拡大に歩調を合わせた、 農山漁村における再エネの導入	2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入を目指す。		2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入を目指す。	
農業	⑤	化学農薬使用量（リスク換算）の低減	リスク換算で10%低減		11,665(リスク換算値) (50%低減)
	⑥	化学肥料使用量の低減	72万トン(20%低減)		63万トン (30%低減)
	⑦	耕地面積に占める有機農業の割合	6.3万ha		100万ha (25%)
食品産業	⑧	事業系食品ロス	273万トン (50%削減)		
	⑨	食品製造業の自動化等を進め、労働生産性を向上	6,694千円/人 (30%向上)		
	⑩	飲食料品卸売業の売上高に占める経費の縮減	飲食料品卸売業の売上高に占める経費の割合：10%		
	⑪	食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現	100%		
林野	⑫	林業用苗木のうちエリートツリー等が占める割合を拡大 高層木造の技術の確立・木材による炭素貯蔵の最大化	エリートツリー等の活用割合：30%		90%
水産	⑬	漁獲量を2010年と同程度（444万トン）まで回復	444万トン		
	⑭	二ホンウナギ、クロマグロ等の養殖における人工種苗比率 養魚飼料の全量を配合飼料給餌に転換	13%		100%
64%			100%		

みどりの食料システム法※のポイント

※ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号、令和4年7月1日施行）

制度の趣旨

みどりの食料システムの実現 ⇒ 農林漁業・食品産業の持続的発展、食料の安定供給の確保

みどりの食料システムに関する基本理念

- 生産者、事業者、消費者等の連携
- 技術の開発・活用
- 円滑な食品流通の確保 等

関係者の役割の明確化

- 国・地方公共団体の責務（施策の策定・実施）
- 生産者・事業者、消費者の努力

国が講ずべき施策

- 関係者の理解の増進
- 技術開発・普及の促進
- 環境負荷低減に資する調達・生産・流通・消費の促進
- 環境負荷低減の取組の見える化 等

基本方針（国）

協議 ↑ ↓ 同意

基本計画（都道府県・市町村）

申請 ↑ ↓ 認定

申請 ↑ ↓ 認定

環境負荷低減に取り組む生産者

生産者やモデル地区の環境負荷低減を図る取組に関する計画
（環境負荷低減事業活動実施計画等）

※環境負荷低減：土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減、温室効果ガスの排出量削減 等

【支援措置】

- 必要な設備等への資金繰り支援（農業改良資金等の償還期間の延長（10年→12年）等）
- 行政手続のワンストップ化*（農地転用許可手続、補助金等交付財産の目的外使用承認等）
- 有機農業の栽培管理に関する地域の取決めの促進*

*モデル地区に対する支援措置

新技術の提供等を行う事業者

生産者だけでは解決しがたい技術開発や市場拡大等、機械・資材メーカー、支援サービス事業者、食品事業者等の取組に関する計画
（基盤確立事業実施計画）

【支援措置】

- 必要な設備等への資金繰り支援（食品流通改善資金の特例）
- 行政手続のワンストップ化（農地転用許可手続、補助金等交付財産の目的外使用承認）
- 病虫害抵抗性に優れた品種開発の促進（新品種の出願料等の減免）

- 上記の計画制度に合わせて、必要な機械・施設等への投資促進税制、機械・資材メーカー向けの日本公庫資金を新規で措置

みどりの食料システム法に基づく取組状況

みどりの食料システム法 施行（令和4年7月1日） 施行令・施行規則等も施行

国の基本方針 公表（令和4年9月15日）

告示・事務処理要領・申請書様式、ガイドライン等も併せて公表

それぞれの地域で、みどり法に基づく取組を主体的に進めていただくため、**地方自治体の基本計画作成を促進**

- 滋賀県が全国初の基本計画を公表（令和4年10月28日）
 - ・有機農業者の2計画を初認定（令和4年11月）
- 令和4年度中に全都道府県で基本計画が作成
- うち12県23市町で特定区域（モデル地区）が設定され、地域ぐるみでの取組を促進

生産現場の環境負荷低減を効果的に進めるため、現場の農業者のニーズも踏まえ、**環境負荷低減に役立つ技術の普及拡大等を図る事業者（基盤確立事業実施計画）を認定**

認定第1弾（令和4年11月1日）	6事業者
認定第2弾（令和4年11月30日）	5事業者
認定第3弾（令和4年12月21日）	6事業者
認定第4弾（令和5年1月19日）	6事業者
認定第5弾（令和5年3月3日）	10事業者
認定第6弾（令和5年4月7日）	7事業者
（計40事業者）	



リモコン草刈機の普及



可変施肥田植機の普及



堆肥散布機の普及

令和5年度から都道府県による農業者の計画認定が本格的にスタート。税制特例や計画認定・特定区域設定に対する補助事業の優先採択等のメリット措置を丁寧に説明していく。

基盤確立事業実施計画の認定状況

- 現場の農業者のニーズを踏まえ、化学肥料・化学農薬の使用低減や有機農業の取組に役立つ農業機械やペレット堆肥等の資材の生産・販売、環境負荷低減に向けた新技術・新品種の開発等を行う**41事業者の計画を国が認定**
- 水稻、露地野菜、施設園芸、畜産等幅広い分野で農業者向けのみどり税制対象機械（計56種類）が追加されたほか、資材メーカー等はペレット堆肥等の製造に必要な設備投資にみどり税制を活用

農業機械の製造・販売

松元機工（株）（鹿児島県）

防除効果を維持しながら化学農薬の使用量を低減できる
乗用型茶園防除機の普及拡大に取り組む

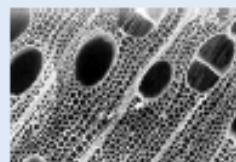


乗用型茶園防除機

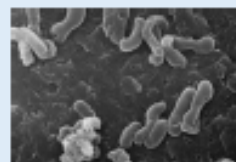
新技術の研究開発・実証

（株）TOWING（愛知県）

農地への炭素固定と有機栽培に適した土づくりを両立する
“高機能バイオ炭”の研究開発に取り組む



バイオ炭



土壌微生物群



有機肥料

有機物を活用した肥料の製造・販売

JA佐久浅間、JA全農長野県本部、佐久市
堆肥の利用拡大に向け、JA佐久浅間のペレット堆肥の
製造設備を整備し、広域流通に取り組む



新品種の育成

（地独）北海道立総合研究機構

化学農薬の使用量低減に資する
病害虫に強い新品種の育成に取り組む



稲



小麦



ばれいしょ

「農業」 × 「先端技術」 = 「スマート農業」

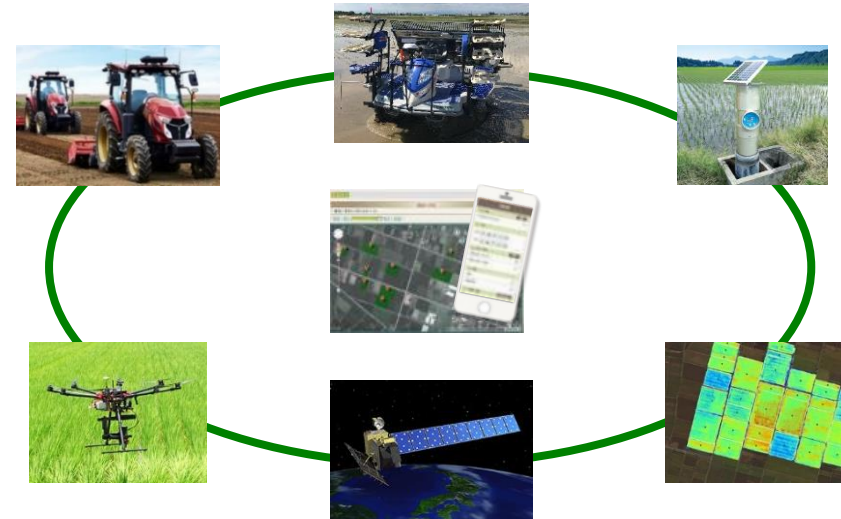
「スマート農業」とは、「ロボット、AI、IoTなど先端技術を活用する農業」のこと。

➡ 「生産現場の課題を先端技術で解決する！ 農業分野におけるSociety5.0※の実現」

※Society5.0：政府が提唱する、テクノロジーが進化した未来社会の姿

スマート農業の効果

- ① **作業の自動化**
ロボットトラクタ、スマホで操作する水田の水管理システムなどの活用により、作業を自動化し人手を省くことが可能に
- ② **情報共有の簡易化**
位置情報と連動した経営管理アプリの活用により、作業の記録をデジタル化・自動化し、熟練者でなくても生産活動の主体になることが可能に
- ③ **データの活用**
ドローン・衛星によるセンシングデータや気象データのAI解析により、農作物の生育や病虫害を予測し、高度な農業経営が可能に



データ連携基盤

農業データ連携基盤

スマート農業に必要なデータを連携・共有・提供。

連携



スマートフードチェーン・プラットフォーム

生産から加工・流通・消費・輸出に至るデータを連携。

※内閣府 戦略的イノベーション創造プログラム (SIP) 「スマートバイオ産業・農業基盤技術」において開発中。令和4年度中に社会実装。

スマート農業の現場実装の加速化

- 先端技術を生産現場に導入し、経営効果を明らかにするスマート農業実証プロジェクトを2019年から実施し、**これまで全国205地区で実証**。
- スマート農業の効果を分析し、現場に横展開を図るとともに、課題の克服に総合的に取り組み、**現場実装の加速化を推進**。

<これまでの取組>

- 先端技術を生産現場に導入し、経営効果を明らかにする**スマート農業実証プロジェクトを2019年から実施**。
これまで、**全国205地区で実証**。

2019年（H30補正+R元当初）

- ・69地区でスタート

2020年（R元補正+R2当初）

- ・55地区を追加
(棚田・中山間や被災地、畜産・園芸等を追加)

2020年緊急経済対策（R2補正(1次)）

- ・24地区で緊急実施
(人手不足が深刻化した品目・地域、農業高校等連携)

2021年（R2補正(3次)+R3当初）

- ・34地区を追加
(輸出重点品目の生産拡大やシェアリング等の農政の重要課題に基づく5つのテーマの実証を追加)

2022年（R3補正+R4当初）

- ・23地区を追加
(産地ぐるみで作業集約又はシェアリングによりスマート農業技術を導入)

<推進上の課題>

- 作業の省力化や負担の軽減、熟練者でなくても高度な営農が可能となるなど、**スマート農業の効果が実感される一方、以下のような課題が明らかに**。

■ 導入初期コストが高い

100馬カトラクター



標準トラクター (MR1000H)
約1,030万円 (税抜)

ロボットトラクター (MR1000AH)
約1,410万円 (税抜)

■ スマート農業技術に詳しい人材や、営農におけるデータ活用が不十分



<取組方向>

■ 農業支援サービスの充実・強化

導入コストを低減し、誰もがスマート技術を活用できるよう、**新たな農業支援サービスを育成・普及**

- ① 農機のシェアリングやデータに基づく経営指導等を行う業支援サービスの支援強化
- ② 農業支援サービスの調査・分析、マッチング

■ スマートサポートチームによる産地サポート

実証参加者による「スマートサポートチーム」等を通じた実地指導により、人材育成とデータ活用を推進

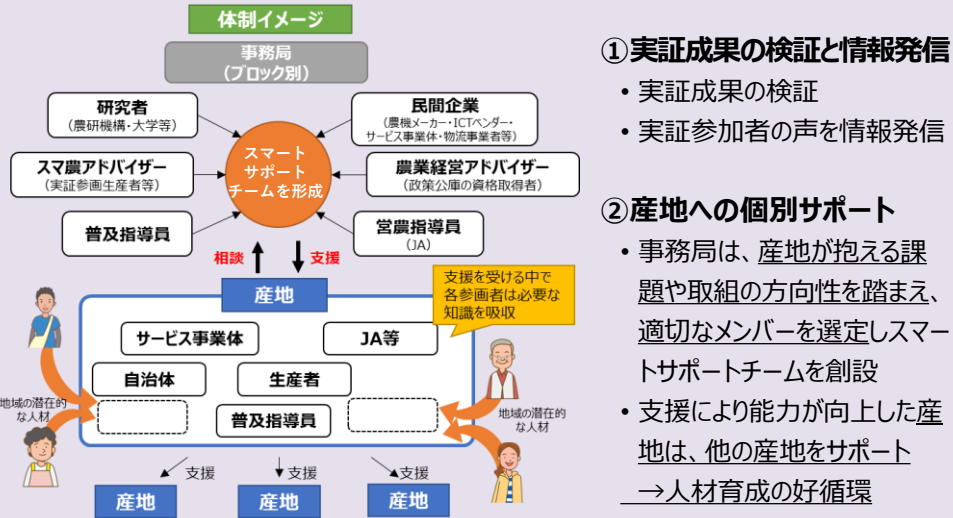
- ① スマートサポートチームによるデジタル人材の育成・確保
- ② 普及指導員と農業支援サービス事業者との連携によるデータ活用指導

- 「**スマート農業推進総合パッケージ**」を改定
- 2025年までに農業の担い手のほぼすべてがデータを活用した農業を実践し、経営力を向上

スマート農業人材の育成とデータ活用の促進

スマートサポートチーム

実証で培われた技術・ノウハウを有する生産者、民間事業者等からなる**スマートサポートチーム**による、**新技術を積極的に取り入れる産地**の支援

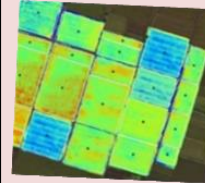


農業支援サービス

農業支援サービスの活用による、**スマート農業に関心があるが、自力では取り組むことが困難な生産者・産地**の支援

判断サポート型

データ分析



ドローンを用いた生育状況のセンシングデータ分析等により、現場の課題への解決策を提案

作業サポート型

専門作業受注



ドローンを活用した農業散布作業の代行等により、農業者の作業負担を軽減

機械設備供給



農業機械のレンタル・シェアリング等により、農業者の機械コストを低減

人材供給



作業者を必要とする農業現場のために、人材を育成・派遣

複合サポート型



ドローンを活用したセンシングとそのデータに基づく農業ピンポイント散布サービスなど、上記4類型を複合した新しいサービスが生まれている

普及指導員

普及指導員による、**データに基づく生産者・産地指導**への支援

全ての普及指導センターにおけるスマート農業の相談窓口を設置

普及指導員を対象としたオンラインセミナーの実施

普及指導員によるアプリ等の活用促進



普及指導員がタブレットを利用して迅速に害虫を判定

農林水産省若手職員によるBUZZMAFFを通じたスマート農業の広報活動

これらを総合的に行うことにより、現場でのデータ活用とスマート農業人材を更に創出

2025年までに農業の担い手のほぼすべてがデータを活用した農業を実践

4 食料・農業・農村基本法の見直し検討について

食料・農業・農村基本法の検証・見直しについて (基本法検証部会の設置、開催)

令和5年6月
東海農政局

食料・農業・農村基本法は、制定から約20年が経過し、その間に、国内市場の縮小や生産者の減少・高齢化など、農業構造が大きく変化している。また、昨今では、世界的な食料情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まりや、気候変動、海外の市場の拡大等、我が国農業をとりまく情勢が制定時には想定されなかったレベルで変化している。

このような状況を踏まえ、食料・農業・農村基本法について、制定後約20年間で初めての法改正を見据え、総合的な検証・見直しを行う。その際、各方面から様々な意見を伺い、国民的コンセンサスをしっかり形成していくことが重要であることから、食料・農業・農村政策審議会の下に基本法検証部会を設置し、同部会において検証・見直しの検討を進める。

【進め方】 令和4年10月18日 第1回基本法検証部会を開催。以降、月2回程度のペースで、有識者ヒアリング施策の検証、意見交換等を開催
令和5年～ それまでのヒアリングや検証等を踏まえた議論
6月23日～7月22日 食料・農業・農村基本法の検証・見直しに関する御意見・御要望の募集
7月28日 東海ブロック地方意見交換会

【開催・テーマ】

第1回	10月18日	「食料の輸入リスク」	第10回	2月24日	「基本理念」
第2回	11月2日	「国内市場の将来展望と輸出の役割」	第11回	3月14日	「施策の方向(食料)」
第3回	11月11日	「国際的な食料安全保障に関する考え方」	第12回	3月27日	「施策の方向(農業)」
第4回	11月25日	「人口減少下における担い手の確保」	第13回	4月14日	「施策の方向(農村・環境)」
第5回	12月9日	「需要に応じた生産」	第14回	4月28日	「施策の方向(基本計画等)」
第6回	12月23日	「食料安定供給のための生産性向上・技術開発」	第15回	5月19日	「中間取りまとめ(案)」
第7回	1月13日	「持続可能な農業の確立」	第16回	5月29日	「中間取りまとめ」
第8回	1月27日	「農村の振興」	〔参考〕食料・農業・農村基本法(基本法の検証・見直し検討) https://www.maff.go.jp/j/basiclaw/index.html ()基本法検証部会の配布資料・議事録等を掲載		
第9回	2月10日	「備蓄、食品安全・食品表示、知的財産」			

【自治体、農業関係団体、食品関係団体、生産者等の皆様へ】

食料・農業・農村基本法の検証・見直しについて、ご意見・ご要望がありましたら、東海農政局又は最寄りの県拠点にご連絡ください。

東海農政局 企画調整室
電話 052-223-4610(直通)
E-mail tokai_kikaku@maff.go.jp

愛知県拠点 地方参事官室
電話 052-763-4492(代表)
E-mail sanjikan_aichi_tokai@maff.go.jp

岐阜県拠点 地方参事官室
電話 058-271-4044(代表)
E-mail sanjikan_gifu_tokai@maff.go.jp

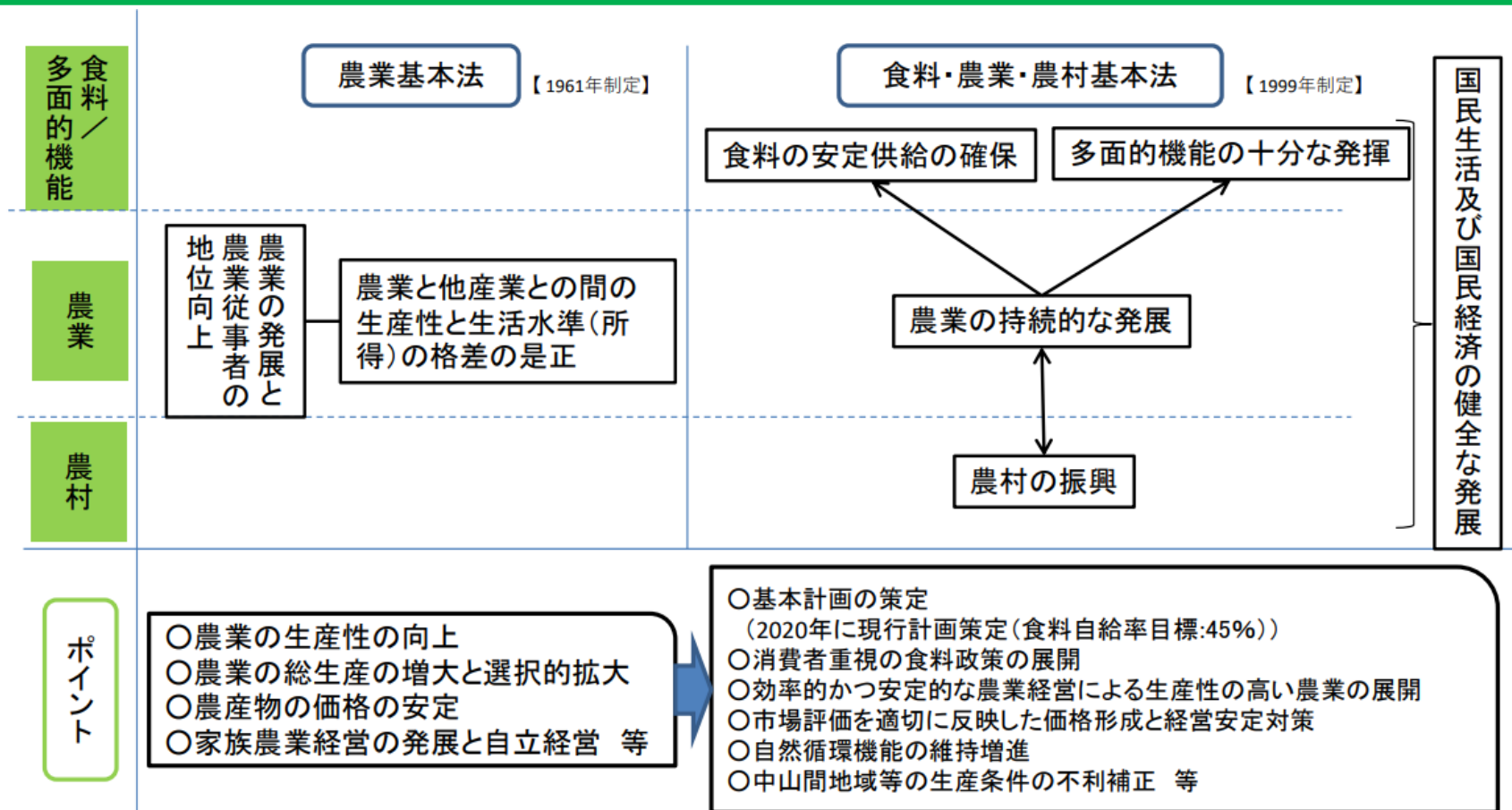
三重県拠点 地方参事官室
電話 059-228-3151(代表)
E-mail sanjikan_mie_tokai@maff.go.jp

【現行】食料・農業・農村基本法

(参考)

農業基本法においては、他産業との生産性格差の是正のために農業の生産性を向上し、農業従事者が所得を増大して他産業従事者と均衡する生活を営むことを期し、もって農業の発展と農業従事者の地位を向上させるという理念を掲げてきたところ。

食料・農業・農村基本法においては、国民的視点に立った政策展開の観点から、食料の安定供給の確保、農業の有する多面的機能の発揮、農業の持続的な発展と その基盤としての農村の振興、を理念として掲げる。



食料・農業・農村基本法の検証・見直しについて

- 全ての農政の根幹である食料・農業・農村基本法について、世界的な食料情勢や、気候変動、海外の食市場の拡大等の今日的な課題に対応していく必要があるため、**制定後約20年間で初めて、総合的な検証を行い、見直しに向けた検討を開始。**
- **食料・農業・農村政策審議会に基本法検証部会を設置し**、食料、農業及び農村に係る基本的な政策の検証及び評価並びにこれらの政策の必要な見直しに関する基本的事項に関する事項を調査審議することとなった。
- 総理から、**令和5年6月を目途に食料・農業・農村政策の新たな展開方向をとりまとめるよう指示。**

令和4年9月9日

第1回食料安定供給・農林水産業基盤強化本部における総理指示（抄）

- 全ての農政の根幹である食料・農業・農村基本法について、制定後約20年間で初めての法改正を見据え、関係閣僚連携の下、総合的な検証を行い、見直しを進めてください。

令和4年9月29日

食料・農業・農村政策審議会

- 野村農林水産大臣から食料・農業・農村政策審議会に対し、食料・農業・農村に係る基本的政策の検証等について諮問。
- 食料・農業・農村政策審議会に基本法検証部会を設け、テーマごとに有識者からヒアリングを行っていく。

令和4年12月27日

第3回食料安定供給・農林水産業基盤強化本部における総理指示（抄）

- 来年度中に食料・農業・農村基本法改正案を国会に提出することを視野に、来年6月を目途に食料・農業・農村政策の新たな展開方向をとりまとめて下さい。

4政第162号
令和4年9月29日

食料・農業・農村政策審議会
会長 大橋 弘 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

諮 問

食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)第40条第1項の規定に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を求める。

記

食料、農業及び農村に係る基本的な政策の検証及び評価並びにこれらの政策の必要な見直しに関する基本的事項に関すること



現行基本法制定後の約20年間における情勢の変化

- **国際的な食料需要の増加と食料生産・供給の不安定化**
 - ・ 世界人口：約60億人(1999年) 80億人を突破(2022年)
 - ・ 異常気象の頻発に起因する生産の不安定化、穀物価格の高騰
- **食料・農業をめぐる国際的な議論の進展**
 - ・ 食料安全保障に関する国際的な議論：
 - 「全ての人々が、いかなる時にも、活動的で健康的な生活に必要な食生活上のニーズと嗜好を満たすために、十分に安全かつ栄養ある食料を、物理的にも社会的にも経済的にも入手可能」(FAO食料サミットにおける定義)
 - ・ SDGs(持続可能な開発目標)(2015年)等、環境や人権等の持続可能性に配慮した農業・食品産業に関する議論の進展
- **国際的な経済力の変化と我が国の経済的地位の低下**
 - ・ 我が国GDP： 世界2位(1999年) 世界 3位(2020年)
1人当たりGDP:世界9位(1999年) 世界13位(2020年)
 - ・ 輸入国としての影響力の低下：
 - 純輸入額1位 1998年日本(40%) 2021年中国(29%)
 - ・ 経済的理由による食品アクセスの問題 (低所得者層の増加)
 - ・ 価格形成機能の問題 (20年以上にわたるデフレ下で安売りの常態化、サプライチェーン全体を通じて食品価格を上げることが敬遠する意識)
- **我が国の人口減少・高齢化に伴う国内市場の縮小**
 - ・ 我が国人口：2008年をピークに減少、高齢化率29%(2020年)
 - ・ 食料を届ける力の減退 (2024年問題、トラックドライバー不足、スーパー等の閉店による買い物困難者等の増加)
 - ・ 国内の食市場の縮小
 - ・ 国際的な食市場の拡大、我が国農林水産物・食品の輸出の拡大(3,402億円(2003年) 1兆4,148億円(2022年))
- **農業者の減少と生産性を高める技術革新**
 - ・ 基幹的農業従事者：
 - ・ 240万人(2000年) 123万人(2022年)
 - ・ 60歳未満層が約 2 割(約25万人)(2022年)
 - ・ 農業法人を中心とした大規模な農業経営の増加
 - ・ スマート農業・農業DXによる生産性向上
- **農村人口の減少、集落の縮小による農業を支える力の減退**
 - ・ 都市に先駆けた人口減少・過疎化の進展
 - ・ 集落機能を維持できない9戸以下の集落の増加

今後20年を見据えた予期される課題

- **平時における食料安全保障**
 - ・ 気候変動等による食料生産の不安定化(輸入リスク)
 - ・ 質・量的に十分な食料を確保できない国民の増加
- **国内市場の一層の縮小**
 - ・ 縮小する国内市場向け投資の減少
- **持続性に関する国際ルールの強化**
 - ・ 環境・人権に配慮しない食品の市場からの排除
- **農業従事者の急速な減少**
 - ・ 少数の経営体で食料生産を行う必要
 - ・ 雇用労働力は全産業で取り合い
- **農村人口の減少による集落機能の一層の低下**
 - ・ 自然減による農村人口の急減
 - ・ 集落の共同活動による末端インフラ管理の困難化

今後20年の変化を見据え、現行基本法の基本理念や主要施策等を見直し

1 基本理念

- (1) **国民一人一人の食料安全保障の確立**

国民の視点に立って、食料安全保障を、不測時に限らず「国民一人一人が活動的かつ健康的な活動を行うために十分な食料を、将来にわたり入手可能な状態」と定義し、平時から食料安全保障の達成を図る。

食料の安定供給のための総合的な取組
国内農業生産の増大を基本としつつ、輸入の安定確保や備蓄の有効活用等も一層重視

全ての国民が健康的な食生活を送るための食品アクセスの改善
買い物困難者等の解消に向けて地域の食品製造、流通、小売事業者による供給体制の整備、経済的理由により十分な食料を入手できない者を支えるフードバンク等の活動への支援等

海外市場も視野に入れた産業への転換
農業・食品産業の食料供給機能の維持強化を図るために海外市場も視野に入れた産業に転換

適正な価格形成に向けた仕組みの構築
消費者や実需者のニーズに応じて生産された農産物について、市場における適正な価格形成を実現し、生産者、加工・流通事業者、小売事業者、消費者等からなる持続可能な食料システムを構築
- (2) **環境等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換**

食料供給以外の、正の多面的機能の適切かつ十分な発揮を図るとともに、農業生産活動に伴う環境負荷等のマイナスの影響を最小限化する観点から、気候変動や海外の環境等の規制に対応しつつ、食料を安定的に供給できるよう、環境負荷や人権等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換を目指す。
- (3) **食料の安定供給を担う生産性の高い農業経営の育成・確保**

離農する経営の農地の受け皿となる経営体や、付加価値向上を目指す経営体が食料供給の大宗を担うことが想定されることを踏まえ、農地バンクの活用や基盤整備の推進による農地の集積・集約化に加え、これらの農業経営の経営基盤の強化を図るとともに、スマート農業をはじめとした新技術や新品種の導入を通じた生産性の向上を実現する。
- (4) **農村への移住・関係人口の増加、地域コミュニティの維持、農業インフラの機能確保**

都市から農村への移住、関係人口の増加により、地域のコミュニティ機能を集約的に維持する。また、人口の減少により集落機能の低下が懸念される地域においても農業生産活動が維持されるよう、用排水路等の生産基盤の適切な維持管理を図る。

2 食料に関する基本的施策

- 食料安全保障の定義を見直し、国民一人一人に食料を届けるための食料システムを構築
- 食品アクセス
幹線物流の効率化やラストワンマイル物流による届ける力の強化、フードバンクやこども食堂等の活動支援 等
- 適正な価格形成
適正な価格形成に向けた食料システム全体での仕組みの構築、消費者や事業者等の理解醸成 等
- 食品産業の持続的な発展
・原料調達が多角化、国産原料の利用促進等による持続性配慮、
・輸出拡大、事業継承の円滑化による食品産業の持続的な発展 等
- バリューチェーンの創出、新たな需要の開拓
ハイテクロジ-やデジタル技術等の活用による新需要の開拓 等
- 食料消費施策・食品安全
リスク分析等を踏まえた食品安全施策、食品表示の見直し、食育の推進 等
- 輸出施策
輸出産地の形成等による供給力向上、品目団体や海外拠点の活用による市場開拓、規格・基準の国際的なルールとの整合性 等
- 輸入施策
安定輸入のための輸入先国への投資拡大、輸入先国との政府間・民間事業者間の枠組み作り、海外の情報収集 等
- 備蓄施策 民間在庫や海外での保管等を総合的に考慮した備蓄
- 世界の食料安全保障強化の観点からの国際協力の推進

4 農村に関する基本的施策

- 農村人口が減少する中で集落による農業を下支えする機能を集約的に維持
- 末端の農業インフラの保全管理
共同活動への非農業者の参画促進、開水路の管路化やICT導入等による作業の省力化・効率化 等
- 農村におけるビジネスの創出
農山漁村発イノベーションの推進、移住・定住の促進、情報基盤の整備 等
- 都市と農村の交流、農的関係人口の増加
二地域居住や農泊の推進による関係人口の増加、農村RMOの育成 等
- 多様な人材の活用による農村の機能の確保
・農地の集積・集約化を進め、副業的経営体など多様な農業人材が農地の保全・管理を適正に行う、
・集落内外の非農業者やNPO法人等の集落活動への参画、
・集落外からの新規参入による農地利用や集落活動への参画 等
- 中山間地域における農業の継続
・中山間地域等直接支払の引き続きの推進、
・営農を継続できない農地は、粗放的管理や林地化 等
- 鳥獣被害の防止 人材育成、新技術の活用、ジビエ活用 等

3 農業に関する基本的施策

- 今日的な情勢での効率的かつ安定的な農業経営の位置付け：
 - ・離農する経営の農地の受け皿となる経営体や付加価値向上を目指す経営体を育成・確保し、農業従事者が減少する中で食料を安定的に供給
- 個人経営の経営発展の支援 第三者も含めた円滑な継承による個人経営の経営発展 等
- 農業法人の経営基盤の強化等
法人の経営管理能力の向上により離農の受け皿となる法人の持続的な経営を実現 等
- 多様な農業人材の位置付け
地域の話合いを基に、離農する経営の農地の受け皿となる経営体や付加価値向上を目指す経営体への農地の集積・集約化を進め、副業的経営体など多様な農業人材が農地の保全・管理を適正に行う
- 農地の確保及び適正・有効利用 農地の集積・集約化 等
- 需要に応じた生産 小麦、大豆、加工・業務用野菜、飼料作物、米粉用米等の生産の拡大、水田の畑地化・汎用化 等
- 農業生産基盤の維持管理の効率化・高度化
施設の集約・再編、省エネ化、ICT活用等の推進、土地改良区の運営基盤の強化 等
- 人材の育成・確保
雇用労働力の確保のための労働環境の整備、スマート農業や環境負荷低減に対応するための教育の充実 等
- スマート農業等の技術や品種の開発・普及、農業・食関連産業のDXによる生産性の向上
スマート農業技術の開発・普及、農業支援サービス事業体の育成・活用 等
- 農福連携の推進、女性の参画促進、高齢農業者の活動促進
- 知的財産の保護・活用の推進
GI等を活用したブランド化、専門人材の育成・確保を通じた知的財産マネジメント能力の強化、育成者権管理機関の設立及び取組推進 等
- 経営安定対策の充実 収入保険等のセーフティネットの普及・利用促進 等
- 災害や気候変動への対応強化 技術や品種の開発・普及による適応策の充実、防災・減災対策 等
- 生産資材の国産化の推進等 堆肥や下水汚泥資源の利用拡大、肥料価格急騰時の影響緩和対策 等
- 動植物防疫対策の強化 水際対策の推進、飼養衛生管理や総合防除の徹底 等

5 環境に関する基本的施策

- 環境負荷低減を行う農業を主流化することによって、生態系サービスを最大限に発揮する
- みどりの食料システム法に基づいた取組を基本としつつ、フードチェーン全体で環境と調和のとれた食料システムの確立を進める
- 持続可能な農業の主流化
・各種支援の実施に当たっては、そのことが環境負荷低減の阻害要因にならないことを前提とする
・有機農業の拡大、温室効果ガス排出削減、生物多様性の保全に配慮した農業の推進 等
- 食料供給以外での持続可能性
農地の林地化、国産バイオマス原料に関する取組、再エネによる発電・熱利用の推進 等
- 持続可能な食品産業
環境や人権に配慮した原材料調達、食品ロス削減、納品期限等の商慣習の見直し 等
- 消費者の環境や持続可能性への理解醸成
生産者の努力や工夫の見える化、行動変容の促進 等

6 基本計画・食料自給率

- 平時からの食料安全保障を実現する計画に見直し。
- 現状の把握、課題の明確化、具体的施策、その施策の有効性を示すKPIの設定。
- 食料自給率は、国内生産と消費に関する目標の一つとし、それに加え新しい基本計画で整理される課題に適した数値目標等を設定。

7 不測時の食料安全保障

- 不測時に関係省庁が連携して対応できるように、政府全体の意思決定を行う体制の在り方を検討する。
- 不測時の食料の確保・配分に必要な制約を伴う義務的措置やそれに関連する財政的な措置等の必要性について検討する。

ご清聴ありがとうございました

食料・農業・農村政策審議会 基本法検証部会



ホームページはこちら



農林水産省農林漁業者向けアプリ

MAFFアプリ



アプリのダウンロードはこちら



Android



iOS

<https://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/kensho/index.html>